

朝鮮仁祖代における対明遥拝儀礼の変容

—明清交替期の朝鮮—

桑野 栄 治*

はじめに

元明交替期の高麗（918～1392年）では恭愍王21年（1372）冬至に冕服に身を包んだ恭愍王（在位1351～74年）が王都開京（開城）の宮殿にて百官を率い、明の太祖洪武帝（在位1368～98年）を遥拝する儀礼を行い萬歳三唱した⁽¹⁾。この宮中儀礼は洪武2年（1369）に謁見儀礼として定められた「蕃王朝貢の礼」⁽²⁾のうち、「蕃国遇正旦冬至聖節皆望闕行礼」を実践したものであり、14世紀後半に高麗国王が大明皇帝を中心とするあらたな東アジア国際秩序に参入したことを意味する。

14世紀末に高麗が滅んで朝鮮王朝（1392年～1897年）が建国されると、太祖李成桂（在位1392～98年）もこの対明遥拝儀礼（望闕礼）を実践し、大明皇帝に忠誠を誓うとともにみずからの王権の後ろ盾とした。15世紀半ばに軍事クーデター（癸酉靖難）によって即位した世祖（在位1455～68年）のように、本来は中国の皇帝のみが行いうる祭天儀礼（圜丘壇祭祀）を王都漢城（ソウル）の南郊で実施し、望闕礼を一時期放棄したこともあったが、むしろこれは例外である。成宗5年（1474）に成立した朝鮮初期（ほぼ15世紀に相当）の基本礼典『国朝五礼儀』は望闕礼の儀註（式次第）を嘉礼の筆頭に収録し、成宗16年に施行された基本法典『経国大典』には「正・至・聖節・千秋節に殿下は王世子以下を率いて望闕礼を行う」と明記するからである⁽³⁾。

以後、16世紀に入っても「稀代の暴君」と評される燕山君（在位1494～1506年）は揺らぎつつあった王権を強化すべく望闕礼を忠実に執り行い、16世紀末に壬辰倭乱（文禄・慶長の役。1592～98年）という未曾有の国難を経験した宣祖（在位1567～1608年）は戦乱の最中であっても望闕礼を実施し、援軍を派遣して王朝国家を再建してくれた明の恩義（「再造の恩」という）に感謝した⁽⁴⁾。ついで17世紀には東アジア世界における後金（のち清）の台頭により、光海君（在位1608～23年）は明・後金との二重外交を展開することになる。光海君代には望闕礼の実施頻度は低下するが、その原因は朝鮮王室と明帝室の不幸、気象条件、東アジア情勢の変化にともなう都城の混乱などであって、かならずしも光海君の対明姿勢を反映したものではなかった⁽⁵⁾。

では、1623年3月に軍事クーデター（癸亥政変。仁祖反正ともいう）によって光海君から王位を篡奪した仁祖（在位1623～49年）は、名節の宮中儀礼をいかに実施したのであろうか。周知のとおり、仁祖代には2度にわたる後金軍の朝鮮侵攻（丁卯・丙子胡乱。1627・36～37年）、そして明清交替（いわゆる「華夷変態」）という激動期を迎えることから、対外関係史の分野では豊富な研究成果が蓄積されている⁽⁶⁾。しかしながら、宮中儀礼の観点から仁祖代の対外観に接近した論考は皆無に等しい状況にある。ただ、最近になって韓明基氏が、仁祖14年（1636）12月の聖節と翌15年正朝に仁祖が南漢山城（京畿道広州市）において望闕礼を執り行ったことを叙述している⁽⁷⁾。ま

*久留米大学文学部教授

た、丙子胡乱後の対清関係を論じた崔韶子氏は仁祖17年正朝の望闕礼に注目し、それ以降も明のための宮中儀礼は実施されたのではないかと推測した⁽⁸⁾。ところが、中央の望闕礼と地方の遥賀儀⁽⁹⁾の重層構造に注目したユンソッコ氏によれば、明清交替後に望闕礼の自発性が退色し、その実施記録は仁祖16・17年の正朝と同27年聖節の3事例にすぎないという。とりわけ清使訪問中の仁祖27年の事例は、主宰者が仁祖ではなく王世子であったと指摘している⁽¹⁰⁾。以上のことから、仁祖は戦乱の最中に対明遥拝儀礼を実施したが明清交替後に変化が生じるという、仁祖代後半期のおおまかな見取り図は得られたものの断片的な史料の提示にとどまっており、その全体像はいまなお明確ではない。

そこで、本稿では仁祖代における政局の動向と東アジアの国際情勢に目配りしつつ、基本史料の『朝鮮王朝実録』『承政院日記』のほか、世子侍講院によって記録された『昭顯東宮日記』『昭顯瀋陽日記』『孝宗東宮日記』⁽¹¹⁾、礼曹で作成された『勅使膳録』『朝賀膳録』⁽¹²⁾など官撰史料を中心に望闕礼の実施状況について整理・分析することにしたい。

一 仁祖即位当初の望闕礼

仁祖元年（1623）3月13日、かつて光海君によって仁穆王后金氏（宣祖継妃）が幽閉されていた慶運宮（のち徳寿宮）にて仁祖は即位儀礼に臨み、3月21日に仁穆王后を奉じて昌徳宮に移御した⁽¹³⁾。昌徳宮は主こそ光海君から仁祖にかわったものの、国王が常住する「法宮」としての位相を取り戻した。しかし、光海君を廃位に追い込んだクーデターの渦中で、昌徳宮は正殿の仁政殿を残すばかりとなり、主要な殿閣の大部分は焼失していた。そのため、仁祖は昌徳宮と隣接する昌慶宮の殿閣を利用することが多くなった⁽¹⁴⁾。閏10月には仁祖を推戴した功績により、兵曹判書金

瑬・議政府右賛成李貴をはじめとする靖社一等功臣10名以下、二等功臣15名、三等功臣28名の計53名が録勲されている⁽¹⁵⁾。

まずは仁祖即位直後の望闕礼実施に関する記録をみてみよう。

A日南至、上行望闕礼、後受百官賀、（『仁祖実録』巻3、元年11月丁巳朔条）

B以皇帝聖節、上行望闕礼、（同書巻3、元年11月庚午〔14日〕条）

史料Aは「日、南に至る」つまり冬至に仁祖が文武百官を率いて望闕礼を執り行い、その後、文武百官の朝賀礼を受けたことを簡略に記録したものである。つづく史料Bは、明の熹宗天啓帝（在位1620～27年）の聖節を祝賀すべく仁祖が望闕礼を実施したとの記録である。史料上、望闕礼の舞台が昌徳宮と昌慶宮のいずれの王宮であったのかについては判然としないが、冬至と聖節に朝鮮国王仁祖は「仮想の皇帝ともいうべき『闕庭』」⁽¹⁶⁾を前に拝礼し、百官とともに萬歳三唱したことであろう。

翌年の仁祖2年正朝の場合、実録記事には「白虹、日を貫く」とあるにすぎない⁽¹⁷⁾。幻日環とよばれるこの現象は日食や地震とともに重大な凶象であった⁽¹⁸⁾。かつて宣祖6年（1573）12月下旬にこの大気光学現象が観測されたため、承政院は翌年正朝の望闕礼を中止するよう要請し、宣祖が裁可を下した事例がある⁽¹⁹⁾。それゆえ、仁祖2年正朝の望闕礼も挙行されなかったかに思われる。しかし、当日の『備辺司膳録』によれば、「今日の大礼、尋常の挙動に非ず、百僚當に齊進すべき所」であるにもかかわらず、無断でこの「大礼」を欠席した実務担当の堂下官がいたため、最高政策決定機関の備辺司は尋問を要請して仁祖の裁可を得ている⁽²⁰⁾。それゆえ、仁祖2年正朝には通常どおり、王宮にて王朝国家の「大礼」に相当する対明遥拝儀礼が実施されたと判断できよう。

ところが、仁祖2年正月17日に平安道兵馬節度使李适（靖社二等功臣）が癸亥政変の論功行賞に

不満を抱き、反乱を起こして漢城を占拠した⁽²¹⁾。この李适の乱のため仁祖が公州山城（忠清南道公州市）に逃れると昌徳宮と昌慶宮は焼け落ち、乱の平定後、仁祖は2月下旬に慶徳宮（のち慶熙宮）に移御した⁽²²⁾。慶徳宮はかつて光海君9年（1617）に仁祖の実父定遠君（のち元宗と追尊）の私邸を撤去して建設された離宮であり、仁祖にとっては思い入れ深い場所でもある⁽²³⁾。この年の冬至と聖節にはいずれも慶徳宮の受朝の正殿である隆政殿（のち崇政殿）にて望闕礼が実施された⁽²⁴⁾。すでに仁祖2年4月には天啓帝が「特に用て爾を封じて朝鮮国王と為す」との勅書を、奏聞使（冊封奏請使）李慶全一行がもたらしており、王宮にて明帝との君臣関係を文武百官に周知させる必要があったに相違ない。もっとも、天啓帝の勅書には「近ごろ建酋未だ靖んぜざるに因り、爾の邦、切に仇を同じくするを誼とす」とあり、仁祖冊封の背景には東北アジアにおける「建州女真の酋長」（後金の太祖ヌルハチ。在位1616～26年）の脅威があったことは明らかである⁽²⁵⁾。

仁祖に誥命と冕服を頒賜すべく明使が漢城に入ったのは、仁祖3年6月のことである⁽²⁶⁾。仁祖冊封を手助けしたのは、平安道沖合の椴島（皮島。平安北道鉄山郡椴島里）に駐屯する明の武将毛文龍であった⁽²⁷⁾。明使の漢城滞在は10日ほどであったが、朝鮮政府が彼らの接待のために多額の金品を費やしたこともすでに指摘されている⁽²⁸⁾。とはいえ、クーデターによって即位した仁祖が「朝鮮国王」として承認されたことは、以後、安定した政権を運営するにはまたとない後ろ盾となったことであろう。9月には王命により左議政尹昉・吏曹參議金尚憲をはじめとする政府高官から公私賤にいたる3000余名もの靖社原従功臣が録勲され、恩典が施された⁽²⁹⁾。

その仁祖3年の場合、望闕礼の実施状況は以下のとおりである。

C 上率王世子及百官、行聖節望闕礼於崇政殿、（『仁祖実録』巻10、3年11月己未〔14日〕条）

D 上行冬至望闕礼、（『承政院日記』第10冊、仁祖3年11月22日丁卯条）

史料Cによれば、仁祖は王世子および文武百官を率い、聖節を祝う望闕礼を慶徳宮の正殿崇政殿にて実施した⁽³⁰⁾。仁祖の嫡男昭顯世子はこの年正月下旬に冠礼を終え、14歳で王世子に冊立されたばかりであった⁽³¹⁾。望闕礼は史料Dにみるように8日後の冬至にも実施されており、天啓帝の「諸侯」となった仁祖は宮中儀礼をとおして朝鮮王朝の対明姿勢を可視化している。世子侍講院が記録した『昭顯東宮日記』によれば、昭顯世子は聖節のみならず冬至の望闕礼にも参列し、王世子としての務めをつつがなく果たした⁽³²⁾。

なお、この年正朝には望闕礼が実施された形跡はない。『承政院日記』は仁祖3年正朝の記録自体を欠き、『仁祖実録』には「都元帥李弘胄馳啓す、賊騎五百、仍お松站（＝鎮東堡。遼東八站のひとつ）・鳳凰城の近地に留まる、と。備辺司、各道に下諭して兵を調え変に待えんことを請う」と記録される⁽³³⁾ように、朝鮮政府に緊張が走ったことをうかがわせる。当時は北方情勢が緊迫しており、前年12月には平安道より「江凍り氷堅まるを待ちて、奴酋（＝ヌルハチ）已に東犯の計を定む。十二月初十日より明年正月二十日に至るまで共に四十日、則ち十分に嚴防すべし」との急報が入った⁽³⁴⁾。敵戒態勢の時期を避けるため、正朝の望闕礼の実施は見送られたと判断するのが妥当であろう。

明けて仁祖4年には朝鮮王朝の基本法典である『経国大典』の規定に則り、正朝・冬至・聖節の望闕礼が実施された。

E 上行正朝望闕礼于崇政殿、（『仁祖実録』巻11、4年正月朔乙巳条）

F 上行冬至望闕礼于崇政殿、（『承政院日記』第16冊、仁祖4年11月初3日壬申条）

G 罷漏後、上出崇政殿、行聖節望闕礼、王世子入参、（後略）（『昭顯東宮日記』丙寅11月14日癸未条）

いずれも簡略な記録形態ではあるが、仁祖即位後、名節を迎えた明帝を慶祝する宮中儀礼がそろって執り行われたのは、この年がはじめてである。正朝の史料E⁽³⁵⁾と冬至の史料Fでは王世子に関する記録を欠くが、聖節の史料Gと同様、昭顯世子が望闕礼に参席したことはいうまでもない。儀礼の開始時刻は罷漏、つまり都城の夜間通行禁止を解除する明け方4時頃、舞台となった殿閣も慶徳宮の崇政殿に定着したとみてよかろう。なお冬至の場合、望闕礼では舞踏と雅楽の演奏は控え、定例の朝賀礼は「権に停む」つまり事情により臨機の処置として取りやめることが決定していた⁽³⁶⁾。この年正月中旬に仁祖の生母である仁獻王后具氏が慶徳宮の会祥殿にて死去しており⁽³⁷⁾、おそらく礼曹が服喪中の仁祖に配慮した結果であろう。

二 丁卯胡乱と朝鮮

(1) 揺らがぬ対明姿勢

仁祖5年正朝に仁祖は王世子とともにつつがなく望闕礼を終えた⁽³⁸⁾。ところが、正月13日に総兵官アミン（ヌルハチの甥。四大バイレの第2位）率いる後金軍が鴨緑江を越えて朝鮮に侵攻した（丁卯胡乱）ため、仁祖は正月26日に漢城を離れて江華島の行宮へと避難した⁽³⁹⁾。後金による朝鮮侵攻の原因は、対朝鮮強硬論者である太宗ホンタイジ（在位1626～43年）の登場、飢饉による深刻な食糧難、そして背後から後金を牽制する毛文龍の存在であった⁽⁴⁰⁾。かつて16世紀末に壬辰倭乱が勃発した際、宗主国明は朝鮮に援軍を派遣したが、今回の戦争ではそうした動きはなかった。すでに光海君13年（1621）に明の瀋陽衛は後金軍の攻撃によって陥落していたため、陸路による派兵は不可能であり、また遼東巡撫袁崇煥の反対もあって朝鮮に対する直接的援助は実現しなかったのである⁽⁴¹⁾。両司（司憲府と司諫院）の言官は和議を自任して「犬羊の醜」（後金の使者）に接見した完城君崔鳴吉（靖社一等功臣）を追放

するよう仁祖に要求したが許されず、後金との会盟前日にも両司は「此れ天下萬古無き所の羞にして、一国民人無窮の至痛なり」と、「犬豕」との儀礼を諫止できなかった責任を取って辞職を願い出たが、仁祖は慰留して出仕を命じた⁽⁴²⁾。そして3月3日の夜、仁祖は江華島の行宮で焚香告天の儀礼を執り行って後金と「兄弟の盟約」を結び、丁卯胡乱は両国の和議によりひとまず終結した⁽⁴³⁾。仁祖が漢城の慶徳宮に還御したのは4月12日のことである。この日、仁祖を乗せた御駕が崇礼門（俗称、南大門）外にあらわれると、都城の民は男女となくひしめいて出迎え、涙を流したという⁽⁴⁴⁾。しかし、仁祖と反正功臣勢力による後金との和議成立は、かつて光海君の対明・後金両面外交を否定して政権を奪取した癸亥政変の名分そのものを否定する結果となった⁽⁴⁵⁾。そもそも丁卯胡乱以前には李适の乱のみならず、光海君の復位計画、あるいは仁城君李珙（宣祖の七男）の擁立計画など5件の逆謀事件が発生しており、光海君を廃位したとはいえ仁祖の王位継承に正統性はなかったのである⁽⁴⁶⁾。

後金と敵対する明では8月21日に天啓帝が崩御し、天啓帝の遺言によって24日に実弟の信王が玉座に即いた⁽⁴⁷⁾。明最後の皇帝となる毅宗崇禎帝（在位1627～44年）である。朝鮮政府には10月下旬になって、「天啓皇帝、七月晏駕す。親弟、一十六歳にして登極し、号を崇禎と改むと云う」との急報が入った⁽⁴⁸⁾。当時は遼東の貢路が後金の攻撃によって遮断されていた⁽⁴⁹⁾ため、帝位交替の真偽を確認すべく毛文龍のもとに使者を派遣することになる。はたして11月7日に、「八月二十三日、天啓皇帝崩逝し、皇弟、年十八にして本月二十四日登極すと云う」との報告に接するや、仁祖は昭顯世子および文武百官を率い、崇政殿の階上にて拳哀の儀を執り行った⁽⁵⁰⁾。その4日後に仁祖は昭顯世子と百官を率いて亡き天啓帝のために成服の儀を行い、さらにその3日後の14日には除服の儀に臨んで喪服を解いた⁽⁵¹⁾。この

一連の宮中儀礼は朝鮮の基本礼典である『国朝五礼儀』の規定に則ったものであり、明帝室に対する朝鮮の事大的名分論を可視化している⁽⁵²⁾。冬至を迎えた翌15日の実録記事には「上、崇政殿の階上に出御し、百官を率いて望闕礼を行う」とあり⁽⁵³⁾、丁卯胡乱後にも対明遥拝儀礼は従来どおり宮中にて厳かに実施された。

後金による朝鮮侵攻の主たる目的は、朝鮮と明との通交関係を牽制することにあった。しかし、仁祖をはじめ朝鮮政府では200年来の明との君臣関係を継続しつつ、後金と和議を結ぼうとする意見が支配的であり、ただ後金に送る国書に関しては明の年号「天啓」を使用しないことで決着をみていた⁽⁵⁴⁾。丁卯胡乱後の対明姿勢は、仁祖が翌年の名節に実施した宮中儀礼に如実にあらわれている。

H 上御崇政殿、行正朝望闕礼、(『仁祖実録』巻18、6年正月朔癸亥条)

I 上行冬至望闕礼、(同書巻19、6年11月癸未〔26日〕条)

J 上率世子及百官、行聖節望闕礼于崇政殿、(同書巻19、6年12月庚戌〔24日〕条)

仁祖は正朝と冬至の望闕礼をつつがなく執り行い(史料H I)、崇禎帝の聖節(12月24日)にも昭顯世子と百官を率い、崇禎帝に忠義を尽くすべく望闕礼を実施した(史料J)。断片的な記録ではあれ、すでにみた丁卯胡乱以前の儀礼形態(史料E F G)と何らかわるところはない。丁卯胡乱により後金と「兄弟の盟約」を結んだとはいえ、朝鮮の対明姿勢が揺らぐことはなかったのである。ただし、正朝の望闕礼後、「正朝の望闕・陳賀(=朝賀礼)は乃ち莫重の大礼、臣子為る者、當に恪謹して職に趨くべき所」であるにもかかわらず、参列しなかった官僚が散見されたとして、司憲府は綱紀の引き締めを要請している⁽⁵⁵⁾。当日の正月3日に王世子は百官を率いて朝賀礼を執り行った⁽⁵⁶⁾ものの、後金と和議を結んだ仁祖政権が、かならずしも盤石ではなかったことが垣間み

えよう。冬至の朝賀礼が望闕礼終了後に突如中止になった事情は定かでないが、半年前に仁城君李珙を死に追いやることになった仁祖にとって忤怛たるものがあつたのかも知れない⁽⁵⁷⁾。

(2) 望闕礼停止の諸事情

丁卯胡乱終結以後、丙子胡乱までの約10年間、朝鮮は後金と「兄弟」という不安定な関係を維持しつつ、従来の明との「父子」関係も維持することができた。後金が明と朝鮮の君臣関係を容認する姿勢を示していたことは、すでに指摘されているとおりである⁽⁵⁸⁾。こうした状況は丁卯胡乱以後、丙子胡乱以前の望闕礼がいくつかの例外(朝鮮王陵の遷葬、朝鮮王室内の不幸)はあってもほぼ実施されていることからうかがえる。

たとえば、仁祖7年には正朝と冬至・聖節⁽⁵⁹⁾に、翌年には正朝と聖節に望闕礼が実施されたことを確認できる⁽⁶⁰⁾。ただし、正朝の望闕礼終了後、正月3日に実施される朝賀礼は、国王が正殿に出御しないまま王世子が百官を率いて執り行う「権停礼」(権停例ともいう)の形式で実施された⁽⁶¹⁾。正月2日が仁順王后沈氏(明宗妃)の忌辰(忌辰)にあたるため、前日の正月1日は望闕礼後に斎戒、2日は忌辰祭、3日に略式の朝賀礼という過密な儀礼スケジュールが以後、しばらく定着することになる⁽⁶²⁾。

仁祖8年冬至の場合、望闕礼は事情により取りやめることとなった。その事情とは、仁祖8年11月21日に断行された穆陵(宣祖陵)の遷葬である。宣祖の亡骸は光海君即位年(1608)6月に京畿楊州にある健元陵(太祖陵。京畿道九里市仁倉洞にある東九陵のうちの1基)の西岡に葬られていたが、仁祖8年2月に仁祖と姻戚関係にあった原州牧使沈命世(靖社一等功臣)が穆陵の地は不吉で水気が多いと上疏したため、健元陵の東岡に遷されたのである⁽⁶³⁾。仁祖8年11月18日冬至の実録記事には「上、冬至の望哭礼を崇政殿に行うこと、儀の如くす」とあり、崇政殿では慶事を寿ぐ望闕

礼ではなく、遠く穆陵に向かって哀哭する望哭礼が行われている⁽⁶⁴⁾。

当初、10月の時点では服喪中とはいえ冬至の望闕礼は停止すべきではなく、「本朝の陳賀」つまり望闕礼終了後の朝賀礼のみを取りやめることにしていたが、11月上旬になると、礼曹は冬至の望闕礼に際しては奏楽と舞踏を控えるよう要請し、仁祖の裁可を得ることになる⁽⁶⁵⁾。礼曹としては、たとえ先王の棺が殯殿にあらうとも対明外交儀礼の象徴ともいべき望闕礼を中止すべきではないと判断し、望闕礼終了後に国王仁祖が礼服から喪服に着替えて望哭礼を行うという、いわば折衷案を考えていた。ところが、冬至の前日になって礼論に明るい吏曹判書鄭経世が、「上より方に服緦(=3カ月の喪)の中に在り、一日の内に賀・哭は以て兼ねべからず。望闕礼、宜しく權に停むべし」と上奏したため、大臣の同意を得て望闕礼を停止することが決定したのである⁽⁶⁶⁾。

同年12月24日の聖節に望闕礼が実施されたことは『昭顯東宮日記』に断片的な記録があり⁽⁶⁷⁾、また翌日の礼曹判書金尚憲の上奏文に「臣、昨闕庭(=殿庭)に於いて忝くも典禮の任を行う」とあることから明らかである。ただ、12月24日は成宗(在位1469~94年)の忌辰でもあったため、金尚憲は「今月二十四日、我が成宗大王の忌辰にして適に皇帝の聖節と相い値う。聖節の賀儀、慶祝^{かんべん}飲^{あひま}拊^ふの礼は廃すべからざるなり。先王の忌辰、素服^{あいきょう}哀^あ疚^いの心も亦た忘るべからざるなり」と、私見を述べた。これまで仁祖が明の名節を慶賀する儀礼を怠ったことは1日もないことは、朝鮮の臣民が重重承知している。とはいえ、仁祖は名節に使節を明に派遣して帝都北京にて催される宮中儀礼に参席させているのであるから、本国朝鮮の忌辰に聖節の望闕礼を停止したとしても礼儀をすてたことにはなりません、と金尚憲はいう。これに対して仁祖は一考すべきと判断し、議論のうえ対処すると回答した⁽⁶⁸⁾。翌仁祖9年12月の聖節に仁祖は望闕礼を実施しているから、金尚憲の上

奏がただちに受け入れられたわけではないが、後述するように丙子胡乱後には成宗の忌辰を優先させることになる。

さて、翌年の仁祖9年には正朝・冬至・聖節に加え、皇太子朱慈娘の千秋節(2月4日)を祝賀する望宮礼が昭顯世子によりはじめて催された⁽⁶⁹⁾。ただし、正月2日は国忌であるため、正朝に昭顯世子が百官を率いて執り行う朝賀礼は3日に順延となり、略式の權停礼とするよう事前に王命が下った⁽⁷⁰⁾。また、11月末の冬至の朝賀礼も当日になって取りやめることになった⁽⁷¹⁾。この年10月4日に仁祖が冬季の宗廟大祭に臨もうとした矢先に「郡主夭逝す」との訃報に接したため、礼曹と協議の結果、宗廟祭を急遽取りやめた経緯がある⁽⁷²⁾。郡主とは王世子の娘を指し、おそらく昭顯世子の長女であろう⁽⁷³⁾。冬至の望闕礼は明帝との君臣関係を確認する宮中儀礼であり、朝鮮国王にとっては当然の国事行為である。とはいえ、10月に生じた朝鮮王室内の不幸のため、王世子以下、百官が朝鮮国王に対して冬至を祝う朝賀礼は受け入れがたかったに相違ない。

(3) 低迷する宮中儀礼

仁祖10年代に入ると、名節の宮中儀礼はしだいに低調となる。原因は朝鮮王室内の不幸に加え、仁祖の健康状態である。

仁祖10年正朝は『仁祖実録』『承政院日記』ともに仁祖の動静に関する記録を欠いてはいるが、『昭顯東宮日記』は簡略ながら正朝の望闕礼が実施されたことを記録する⁽⁷⁴⁾。また、その前後には以下のような記録がみえる。

K 礼曹啓、大槪壬申年春享定於初八日、受誓戒當行於正月初一日、適與正朝望闕礼相值、終涉難処、臣等之意、受誓戒時刻比前差早、望闕礼時刻比前差退、而行礼之時、陳樂不作、或合於權宜之道、而亦未知其必當於理、伏惟上裁啓、伝曰、依啓、(『承政院日記』第34冊、仁祖9年12月17日乙酉条)

L 百官行元日賀礼、以仁順王后忌辰在初二日故也、上命用權停例、(『仁祖実録』巻26、10年正月辛丑〔3日〕条)

史料Kによれば、春季の宗廟大祭が正月8日に決定したため、齋戒期間に入る1週間前の正朝が望闕礼の日程と重なってしまった。そこで礼曹は、百官が齋戒期間の禁止事項を誓約する時刻を早め、また望闕礼の開始時刻を遅らせるよう提案し、仁祖の裁可を得たのである。後日、儀礼の際の雅楽については従来どおり演奏することとし、若干の調整が施された⁽⁷⁵⁾。ついで史料Lによると、前日の正月2日が仁順王後の忌辰であったた3日に順延となり、「權停例」つまり国王不在のまま実施されたという。この儀礼形態が仁祖7年よりはじまったことは既述のとおりである。

しかし、仁祖10年冬至の望闕礼は停止された。6月下旬に宣祖継妃の仁穆王后が死去した⁽⁷⁶⁾からである。礼曹が謄写本の実録を確認したところ、太宗(在位1400~18年)代には望闕礼を国王みずから挙行することなく王世子が代行し、世宗(在位1418~50年)代の場合は奏楽をめぐる論議があったが、国喪3年内であれ望闕礼を停止することはなかった。ところが、そもそも『国朝五礼儀』嘉礼には国喪期間の措置について明文化されておらず、また近年の事例もない。大臣らはみな、「事大莫重の礼、国喪に当たると雖も、安くんぞ廃して行わざるべけんや」との基本姿勢を堅持したものの、葬礼を終えるまでは望闕礼を行うことはできず、また国王が病気の場合にも実施は不可能である。そのため、結局は礼曹の判断に委ねられることとなった⁽⁷⁷⁾。国喪期間における望闕礼の前例調査はすでに光海君即位直後にも行われており、当時は太宗・文宗(在位1450~52年)代の前例を踏襲して望闕礼を実施していた⁽⁷⁸⁾。

おそらく仁祖は光海君代の前例を参考に、国喪期間とはいえ名節の望闕礼を実施する意向であったと思われる。その証左となるのが以下の事例である。

M 礼曹請停望闕礼、上曰、今已快差、必無添傷之患矣、(『仁祖実録』巻27、10年11月丙申〔2日〕条)

N 政院請勿親行聖節・正朝望闕礼、答曰、平復已久、卿等宜勿過慮、(同書巻27、10年12月壬申〔9日〕条)

冬至を控え、11月上旬に礼曹は仁祖に望闕礼の停止を請い(史料M)、12月上旬になると承政院はやはり仁祖に対して聖節と翌年正朝の望闕礼を主宰しないよう要請した(史料N)。仁祖は体調を崩していたようであるが、いずれの場合も病状が快復に向かっているとして受け入れなかった。対明事大路線一本化を掲げて即位した仁祖としても、「事大莫重の礼」たる望闕礼を取りやめるわけにはいかなかったのであろう。ただし、仁祖10年の冬至・聖節そして翌11年の正朝には望闕礼に関する記録はなく、また事前の習儀や開始時刻の報告に関する記録もみあたらない。12月晦日になって正朝の望闕礼は「台諫の啓辞に因り、已に停止と為す」という⁽⁷⁹⁾から、仁祖の体調を気遣う礼曹と承政院の意を汲み、仁祖は望闕礼を停止せざるをえなかったと推察される。

仁祖11年冬至の望闕礼は、仁祖に陪従する官員不足の問題はあったものの、明の副総管程龍が入京していた⁽⁸⁰⁾ため、黄紙に「皇帝萬歳」と大書して盛大に催された。冬至の前日に程龍は「明日是れ冬至大節、當に館裏に於いて望闕礼を行うべし」と命じている⁽⁸¹⁾から、会場となったのは、壬辰倭乱によって毀損した太平館にかわり明・清使節の留館所として機能していた南別宮(現、ソウル市中区小公洞のウェスティン朝鮮ホテル)であろう⁽⁸²⁾。その後は寒気厳しいなか、体調を崩した仁祖が早朝から望闕礼を実施するのは困難であったようである⁽⁸³⁾。翌12年冬至の場合、仁祖は開始時刻を午前8時頃に遅らせて望闕礼を昌慶宮正殿の明政殿にて挙行し、久しぶりに朝賀礼も執り行われている⁽⁸⁴⁾。仁祖13年千秋節に仁祖は昭顯世子とともに明政殿にて望宮礼を執り行った

が、吏曹判書崔鳴吉は仁祖の健康状態を気遣っていた⁽⁸⁵⁾。しばらく対明遥拝儀礼の実施が断続的であったため、おそらく仁祖も無理を承知で宮中儀礼に臨んだに相違ない。この年冬至の望闕礼がやや遅れて午前6時頃から始まっている⁽⁸⁶⁾のは前年と同様、仁祖に対する配慮であろう。

ところが、仁祖13年12月上旬に42歳の中宮仁烈王后韓氏が男子を出産（死産）してまもなく死去する⁽⁸⁷⁾と、2週間後に控えた聖節の儀礼の実施方法をめぐって論議がなされた。来る12月24日の聖節が服喪期間中にあたるため、礼曹は雅楽の演奏をいかにすべきか考えあぐねていた。礼曹は「今此れ萬寿節称賀の礼は、則ち是れ上より天朝を奉ずるの挙なり」と望闕礼の意義を重視し、最終的な判断を大臣の論議に委ねた。これに対して領議政尹昉・左議政吳允謙らは『世宗実録』を参考のうえ、服喪中ゆえ華やかな舞踏は取りやめ、楽器は殿庭に配置するが演奏はしないこととした。元敬王后閔氏（太宗妃）の死後、世宗3年（1421）正朝に「凡そ向闕（＝望闕礼）・陳賀は舞踏を除き、楽は則ち陳ぬるも作さず」と対処した先例を援用したのである⁽⁸⁸⁾。ただし、仁祖13年聖節の望闕礼は史料上、明確ではない⁽⁸⁹⁾。仁祖が喪服を解いたのは聖節翌々日の12月26日のことであり⁽⁹⁰⁾、おそらく聖節の望闕礼は国喪を理由に停止されたと考えてよかろう。

三 丙子胡乱と朝鮮

（1）宗主国の転換

仁祖14年（1636）正朝には仁祖の病気を理由に望闕礼は停止となった⁽⁹¹⁾。1カ月前に中宮を亡くしたばかりであり、やむをえぬ措置であったと思われる。2月の千秋節には望宮礼を執り行わなければならないが、右副承旨李敬輿は礼曹の助言により「千秋の望宮礼、日期已に迫るも梓宮殯に在り。行礼時、多く未だ安んぜざるの節次（＝手順）有らん」との事情から、正朝と同じく望宮礼

を停止するよう要請し、仁祖も承諾している⁽⁹²⁾。仁烈王后の亡骸が京畿坡州北方の長陵（のち現在の京畿道坡州市炭炭面に遷葬。非公開）に葬られたのは4月11日のことである⁽⁹³⁾。仁烈王后の小祥（一周忌）を前に11月冬至の望闕礼が執り行われた⁽⁹⁴⁾のは、仁祖がこの年正朝と千秋節の対明遥拝儀礼を相次いで停止していたからであろう。

一方、瀋陽では天聰10年（1636）4月11日にホンタイジが諸ベイレ（族王）と満洲・モンゴル・漢族の文武諸官を率いて徳盛門外の天壇に赴き、「寛温仁聖皇帝」の位に即いて国号を「大清^{ハシ}国^{グワン}」、年号を崇徳元年と改めた⁽⁹⁵⁾。ところが、この即位式に参席していた朝鮮の春信使羅徳憲と回答使李廓が三跪九叩頭という臣従の礼を拒否したため、朝清「兄弟」関係は事実上、破綻してしまった⁽⁹⁶⁾。ホンタイジが大清皇帝としてはじめて迎えた11月25日の冬至には諸ベイレ・宗室および文武群臣を率いて圜丘壇祭祀を執り行い、朝鮮の罪悪をあげて天地に告げている⁽⁹⁷⁾。そして12月に丙子胡乱が勃発した。称帝建元したホンタイジがみずから12万の大軍を率いて朝鮮に侵攻したのである。かつて朝鮮に求めた開市（交易）と歳幣（毎年の貢献）が清の期待する水準に達していなかったという社会経済的事情に加え、戸部承政イングルダイ一行が入京してホンタイジの皇帝推戴に賛同するよう通達したにもかかわらず、仁祖が清との絶交を宣言する教書を朝鮮八道に下したことが朝鮮侵攻の主たる要因である⁽⁹⁸⁾。その教書には「今者此の虜、益猖獗を肆にし、敢えて僭号の説を以て託くるに通議を以てし、遽かに書を以て来る。此れ豈に我が国君臣の聞くに忍ぶ所の者か」と、仁祖は清使に対して不快感をあらわにし、また「忠義の士は各策略を効し、勇敢の人は自ら従征を願ひ、共済を艱難に期して以て国恩に報ぜよ」と強硬姿勢を示していた⁽⁹⁹⁾。さらに平安監司（平安道觀察使）に下諭した「絶和備禦の事」の文書が帰国途中の清使の伏兵に奪われ、朝鮮の反清政策が明るみとなった⁽¹⁰⁰⁾ことは、ホンタイ

ジを刺激するには十分であった。

12月9日に清軍が鴨緑江の対岸に到着し、10日に渡江して平安道安州に到来したとの急報は、黄海道黄州に駐屯していた都元帥金自點（靖社一等功臣）より13日になって仁祖のもとへ届いた⁽¹⁰¹⁾。清軍が松都（開城）を突破したとの報告が翌14日に開城留守より入ると、その日の晩に仁祖は漢城を放棄して江華島へ向かったが、清軍数百騎がそのルートを遮断していることを知り、やむなく南漢山城へ避難した⁽¹⁰²⁾。前刑曹参議羅萬甲が残した『丙子録』はこの12月14日よりはじめ、扈従の臣下は当初、わずかに数十名にすぎなかったという⁽¹⁰³⁾。

清軍に包囲された南漢山城では12月17日に大臣と備辺司の堂上官を招集して会議が開かれ、仁祖は「三百年の血誠事大、恩を受くること深重なり。而るに一朝將に讐虜（＝清）に臣妾為らんとす。豈に痛ましからずや」と、明の恩義に感謝しつつ涙を流して現状を嘆いた。撥乱反正の事業から玉座に即いて14年、ついに「犬羊・禽獸」の類いに落ちてしまおうとは思ひもなかったであろう⁽¹⁰⁴⁾。明の聖節を明日に控えた23日には承政院が「明日は乃ち聖節なり。搶攘（＝戦乱）の中に在ると雖も、礼は廃すべからず。請うらくは、扈従の百官と望闕礼を行わんことを」と要請し、仁祖の裁可を得た⁽¹⁰⁵⁾。

仁祖14年12月の崇禎帝の聖節、ならびに翌年正朝の対明遥拝儀礼に関する記録は以下のとおりである。

○上在南漢山城、率群臣行聖節望闕礼、（『仁祖実録』巻33、14年12月甲午〔24日〕条）

P 上在南漢山城行宮、○上率扈従百官、行望闕礼、（同書巻34、15年正月朔辛丑条）

丙子胡乱という戦乱に見舞われたにもかかわらず、仁祖は南漢山城の行宮にて群臣を率い、明帝のために聖節と正朝の望闕礼を夜明け前から厳かに執り行った⁽¹⁰⁶⁾。かつて16世紀末に日本軍が朝鮮半島に侵攻した壬辰倭乱の最中であっても、漢

城を放棄した宣祖が避難先で望闕礼を実施していた⁽¹⁰⁷⁾ことが想起されよう。ただし、12月24日は成宗の国忌でもあるため華やかな舞踏は取りやめることとし、また戎服（軍服）を着用しては礼儀にそぐわないことから、正朝の望闕礼に際しても舞踏は取りやめ、朝賀礼も「播越の日」を理由に事前に中止が決定した⁽¹⁰⁸⁾。非常時ゆえ儀礼形態にはやや制限があったとはいえ、明との君臣関係を可視化する王朝儀礼が実施されたことは注目に値しよう。

もっとも、仁祖は正朝に使者を清の軍営に送って講和を請うており⁽¹⁰⁹⁾、現実的な対応もみせていた。しかし、左議政洪瑞鳳（靖社三等功臣）らが清の軍営から持ち帰ったホンタイジの詰諭には「朕の使臣、偶爾の国王、平安道觀察使に与うる密書を得て云う。（中略）其の他の辞、以て悉く数え難し。朕、此の故を以て、特に義兵を挙げ」とあり⁽¹¹⁰⁾、清が朝鮮侵攻に踏み切った原因も明らかとなった。そして仁祖15年正月30日、南漢山城に籠城していた仁祖は漢江上流の三田渡（ソウル市松坡区蚕室洞）に設けられた受降壇でホンタイジに三跪九叩頭の礼を行って降伏し、丙子胡乱が終息した⁽¹¹¹⁾。以後、大朝（元日・冬至・萬寿聖節の三大節）・常朝（毎月5日・15日・25日）に大清皇帝が紫禁城の太和殿に出御すると、「四夷朝貢の国」の筆頭にあがる朝鮮からの使節が西班の末席で「三跪九叩礼」を行ったことは周知のとおりである⁽¹¹²⁾。朝鮮初期の朝賀礼では「野人」は西班の百官とともに朝鮮国王に対して3度ぬかずく「三叩頭」の礼を行っていた⁽¹¹³⁾が、いまや主従関係が逆転したことになる。朝鮮国王仁祖にとってはまさに「華夷変態」であったに相違ない。こうして仁祖は前年12月14日から約1カ月半ぶりに漢城に戻り、昌慶宮の便殿である養和堂に入った。

（2）ふたりの皇帝と仁祖

仁祖15年正月30日に清と朝鮮のあいだでは、明

との国交を絶ち、その年号を廃して文書には清の年号を用いること、仁祖の長子と王子1人を人質とし、大臣も人質として出すこと、聖節・正朝・冬至・千秋節とその他の慶弔時には使節を派遣して禮物を捧げることなど、既存の対明事大関係を清算する条約が締結された⁽¹¹⁴⁾。この「城下の盟」は、いわば朝鮮の「無条件降伏」であった。清の睿親王ドルゴン（ホンタイジの兄）が兵を撤収し、昭顯世子と世子嬪そして鳳林大君（仁祖の次男。のち孝宗。在位1469～59年）らを率いて帝都盛京（瀋陽）に向かったのは2月8日のことである。この日、仁祖は京畿高陽にある昌陵（睿宗陵。京畿道高陽市徳陽区にある西五陵のうちの1基）の西方へ行幸してドルゴンと挨拶を交わし、昭顯世子に「之を勉めよ、激怒する勿かれ、軽んぜらるる勿かれ」と涙を流して見送ると、群臣は裾を引いて慟哭したという⁽¹¹⁵⁾。

仁祖が三田渡でホンタイジに膝を屈したのち、朝鮮政府は微妙な雰囲気包まれた。大司憲金榮祖の上疏によれば、山野に退いた士大夫は「汚れた君」（仁祖）に仕えることを恥じる者、科挙に応試しない儒臣は「小さき朝」（朝鮮朝廷）に入ること恥じる者という風潮が巷で流れているといい、出仕を忌避する風潮をあおるようになった⁽¹¹⁶⁾。こうした風潮に加え、朝鮮の宮中儀礼にも変化が生じはじめる。次に掲げる史料は丙子胡乱直後の対明・対清姿勢を考えるうえで示唆的である。

Q十月十二日午正、上御崇文堂、昼講、特進官具宏・知事韓汝漫・参贊官金尚・侍読官権滄、檢討官兪撤・仮注書南詔・記事官鄭時望・金鼎鉉入侍、(中略) 宏曰、(四行缺) 礼、而日寒如此、恐有傷於玉体、権停似不妨矣、上曰、観前頭日気、當量処焉、韓汝漫曰、十二月天朝節日望闕礼、何以為之、上曰、予不忍廢之、両処皆為之無妨、(後略) (『承政院日記』第61冊、仁祖15年10月12日丙午条)

史料Qによれば、昌慶宮の便殿崇文堂で開かれた経筵の際に礼曹判書兼知経筵事韓汝漫が「十二

月天朝節日の望闕礼、何を以て之を為さん」と問うたところ、仁祖は「予、之を廢すに忍びず。両処皆な之を為すも妨げ無し」と回答している。「十二月天朝節日」はいうまでもなく崇禎帝の聖節であり、清に臣下の礼をとったはいえ聖節の望闕礼を廃止すべきではなく、「両処」ともに実施しても差し支えないという。問題は「両処」の意味するところである。韓汝漫の発言の直前に、近頃は寒気が厳しいことから、仁祖の体調を案じた経筵官がある儀礼を取りやめてもよいのではないかと進言している。史料Qには兵曹判書兼経筵特進官具宏（靖社一等功臣。仁祖の叔父）の発言のあとに4行にわたる欠文があるものの、ある儀礼とはホンタイジの聖節（10月25日）を祝う望闕礼とみてまず間違いない。その後、10月下旬には2度にわたって望闕礼の習儀も行われ、聖節前日には当日の政務に関する確認もなされたからである⁽¹¹⁷⁾。しかし、実際には仁祖の健康上の理由から「権に停む」措置が取られた⁽¹¹⁸⁾。11月冬至の望闕礼が停止となった⁽¹¹⁹⁾のも、おそらく仁祖の体調がすぐれなかったからであろう。結果的に清の皇帝のための遥拝儀礼は停止されたとはいえ、仁祖が明と清それぞれの聖節を祝う宮中儀礼を指示していたことは注目すべきである。

一方、瀋陽では人質となった昭顯世子が冬至の望闕礼を行い、翌日の11月7日には仁祖の誕生日を祝うべく「望殿礼」を行っている⁽¹²⁰⁾。「望殿礼」とは、朝鮮国王の象徴である「殿牌」を前に拝礼したことを意味するのであろう⁽¹²¹⁾。もっとも、昭顯世子と鳳林大君は清の諸ペイレとともに冬至の祭祀儀礼にも参席しており⁽¹²²⁾、清朝の習慣から自由になることはなかった。仁祖が清使を漢城に迎え入れ、ホンタイジの命によって正式に「朝鮮国王」に冊封されたのは11月20日のことである⁽¹²³⁾。

では、史料Qにみた「十二月天朝節日」といえば、12月24日の聖節当日は雨（前日は雪）となり、『承政院日記』には「成宗大王忌辰」と記録されるにすぎない⁽¹²⁴⁾。事前の習儀に関する記録

がみあたらないのは気がかりではあるが、雨に濡れた殿庭で望闕礼を執り行うことはできない。また、かつては成宗の忌辰という朝鮮の国忌より明の聖節を優先した仁祖ではあったが、東アジアにおける国際環境の変動により12月24日の位置づけにも変化が生じたことになる。そしてこの年暮れに承政院は仁祖の体調を気遣い、明日早朝よりはじまる正朝の望闕礼を停止するよう申し入れたが、仁祖は心配無用とばかりに承政院の助言を制止した⁽¹²⁵⁾。翌日、はたして仁祖は正朝の望闕礼を実施したのであろうか。

仁祖16年正朝に仁祖は西方にある明に向かって宮中儀礼を執り行い、声をあげて悲しんだ。

R 上於宮庭設位、西向中原哭拜、為皇明也、是時、内外文書多用清国年号、而祭享祝辞仍用大明年号、史臣曰、聖上哭拜之礼、出於朝宗之誠、苟能扩充此心、終始不懈、則雪恥亦可期矣、今日屈辱、曷足為病哉、(『仁祖実録』卷36、16年正月乙丑朔条)

史料Rの冒頭にいう「上、宮庭に位を設け、西のかた中原に向かいて哭拜す」との行動様式は、これまで朝鮮国王が実施してきた望闕礼ではないが、「皇明の為めなり」と記されるように明帝に忠誠を誓う対明遥拝儀礼と目的を同じくする。史料Rには脱落しているが、前年12月より5カ月間ほど専任史官職の芸文館檢閲を務めていた鄭泰齊は、この年正朝に「望闕礼を明政殿に行う」と家蔵史草に記録しており⁽¹²⁶⁾、仁祖が「哭拜の礼」に先だって望闕礼を実施したことは疑いあるまい。また、当時は国内外の文書に清の年号を記すのが原則であったが、祭祀儀礼の祝辞には明の年号を記すことによって明に対する事大主義を貫いていた⁽¹²⁷⁾。史料Rの史臣の論評に「聖上哭拜の礼は朝宗の誠に出ず。苟しくも能く此の心を扩充し、終始懈らざれば、則ち恥を雪ぐも亦た期すべし。今日の屈辱、曷ぞ病と為すに足らんや」とあるのは、清に雪辱を誓う排清主義の風潮を示唆する。鄭泰齊も史草に「嗚呼、我が聖上朝宗の

誠、萬折するも必ず東す。(中略)今日の屈辱の挙、曷ぞ病と為すに足らんや」と、実録記事と類似した史論を残している⁽¹²⁸⁾。鄭泰齊は昭顯世子と相婿の関係(岳父は姜碩期)にあり、反正功臣勢力の主和論者(とりわけ崔鳴吉)が招いた清に対する「屈辱」外交を暗に批判したものと思われる⁽¹²⁹⁾。

この史料Rについては、たとえば李章熙氏が丙子胡乱後の「反清意識の高潮」を示す事例として注目したことがある⁽¹³⁰⁾。金文植氏もまた対清交渉の推移を叙述するなかで、「朝鮮は少なくとも明が滅亡する1644年まで明との事大関係を維持した」事例として史料Rを引用したが、「新年初日に仁祖が宮中で明の年号を記録した祝辞を使用し、祭祀を執り行った」という⁽¹³¹⁾のは誤解を招く。そもそもこの「哭拜の礼」は神や祖先を祀る祭祀ではなく、正朝の「哭拜の礼」自体がむしろ特殊な事例である⁽¹³²⁾。さらにこの金文植氏の叙述を参照した張永起氏は「朝鮮では崇禎年号を使用し、冬至使行を派遣したり、明朝に対して望闕礼を持続するなど、実質的には清との君臣関係を拒否していた」と述べる⁽¹³³⁾。われわれの関心からすれば興味深い指摘ではあるが、仁祖代における望闕礼の実施状況を追跡したうえでの見解ではなく、これもまた誤解を招きかねない。たとえば、この年11月は仁祖が継妃(莊烈王后趙氏)の輿入れ準備に追われていたためか、冬至の望闕礼は略式の権停礼により執り行われ⁽¹³⁴⁾、12月の崇禎帝の聖節には前年と同様、国忌を優先して望闕礼は行われていない⁽¹³⁵⁾。むしろ10月のホントイジの聖節を迎えるにあたり、仁祖に悪寒の兆候があることから、承政院が前日に望闕礼をしばらく停止するよう要請して仁祖の裁可を得ているところに注目される⁽¹³⁶⁾。礼曹で編纂された『勅使瞻録』によれば、すでに礼曹は聖節の望闕礼の習儀に関する日程とともに、習儀の会場を議政府とするよう上啓して仁祖の裁可を得ていた⁽¹³⁷⁾から、ホントイジの聖節を祝う望闕礼の実施は既定路線となっていたことがうかがえよう。

四 明清交替と望闕礼の変容

(1) 清使と冬至を祝う

仁祖17年正朝に仁祖は昨年と同様、明政殿にて望闕礼を執り行った。

S 上行望闕礼於明政殿、為皇明也、(『仁祖実録』卷38、17年正月朔己未条)

史料Sの末尾に「皇明の為めなり」と記すのは、この日正朝の望闕礼がホンタイジのためではなく、崇禎帝のために実施されたことを強調したのであろう。かつて崔詔子氏は「仁祖17年(1639)正月元旦にも明国のための望闕礼が行われた。おそらくこのような儀礼は以後にも継続されたのではないかと推測される」と述べた⁽¹³⁸⁾。しかし、現存する官撰史料で判明する限り、仁祖が大明皇帝のために名節を祝ったのはこれが最後である。その後、ホンタイジの聖節である10月25日には望闕礼に関する記録はない。5日前には仁祖の病気を理由に事前の習儀を中止している⁽¹³⁹⁾から、前年と同様、仁祖はホンタイジの聖節を寿ぐ望闕礼を結果的には実施しなかったと考えられる。

ところが、冬至の4日前の11月24日に清の勅使として戸部承政マフター一行が漢城に到着し⁽¹⁴⁰⁾、朝鮮王室は試練を迎えることになる。清使の目的は、ホンタイジの功德を刻ませた「大清皇帝功德碑」(三田渡碑ともいう)の工役の進捗状況を視察することにあつた⁽¹⁴¹⁾。朝鮮政府では11月21日の時点で迎勅の習儀はおろか冬至の望闕礼の習儀さえ準備が整わず、仁祖も体調不良であった。そのため、さしあたり迎勅の習儀を翌22日に行い、望闕礼の習儀はしばらくみ合わせることとなる⁽¹⁴²⁾。そのうえ、迎接都監の報告を受けた同副承旨金埴の啓によれば、冬至の前日になって清使が「明日、俺等行礼時も亦た国王行礼時の例に依り、闕牌は館所に来り設けよ」と、留館所である南別宮に闕牌を設けて望闕礼を行いたいとの意向を告げてきた⁽¹⁴³⁾。金埴はつづけて清使の具体的な要請を次のように上啓した。

T 又以迎接都監言啓曰、即刻鄭訳以勅使意伝言曰、明日即冬至、似當有望闕行礼之事、未知本国規例如何云、臣以正朝・冬至・聖節、自上例為率百官行望闕礼、而即今自上方在遼豫之中、明日則勢難行礼之意答之、則鄭訳還為入告於勅使前、即為回報曰、自上雖以病不得行礼、百官則不可全然廢礼、明日曉頭、大君・大臣以下百官盡數來會於館所、勅使一時行望闕礼云、速令礼官百官使之無遺齊會何如、伝曰、依啓、(『承政院日記』第72冊、仁祖17年己卯11月27日庚辰条)

清使は朝鮮の望闕礼に関する行礼規定を理解していなかったため、金埴は『経国大典』の規定にあるとおり、正朝・冬至・聖節に朝鮮国王は文武百官を率いて望闕礼を行っていることを説明した。ただ仁祖は病気のため、明日の行礼は難しいという現状も付け加えている。こうした朝鮮側の事情を清使随行の朝鮮人通訳鄭命寿(満洲名はグルマフン。兎の意)⁽¹⁴⁴⁾を介して伝達させたところ、清使は「上より病を以て行礼するを得ずと雖も、百官は則ち全然礼を廃すべからず。明日曉頭、大君・大臣以下、百官は盡數館所に來會し、勅使と一時望闕礼を行え」と回答してきた。そこで急遽、礼曹は百官に明日の明け方早く南別宮に集合するように、周知させることとなった。2年前に冬至使として北京に赴いた金埴は冬至に午門の前で五拜三叩礼を行い(1日延期のうえ権停礼)、崇禎帝の聖節そして翌年正朝の賀班にも参列した経験があり⁽¹⁴⁵⁾、おそらく清使の要請に当惑したであろう。

翌28日に朝鮮の文武百官が清使とともに冬至の望闕礼を挙行したとの記録は、『仁祖実録』にも『承政院日記』にもみえない。しかし、礼曹保管の『勅使謄録』は当時の様子を次のように記録する。

U一、同日曉頭、百官會于南別宮、行冬至望闕礼、而勅使率頭目等、庭中設位、行三拜九叩頭後、分東西立次、百官行礼、一依五礼儀施行、而我国之礼撰定儀註、令訳官伝給勅使処、

行礼時、黄儀仗・鼓楽・闕牌・司香等事、依例挙行、『勅使騰録』第1、己卯11月28日条)

冬至を迎えた早朝、まず百官が南別宮に一堂に会して望闕礼を行い、清使一行は闕牌を前にホントイジに忠誠を誓うべく三跪九叩頭の礼を行った。いまや闕牌は大明皇帝ではなく大清皇帝の象徴に変質していた。百官の行礼手順は『国朝五礼儀』の規定に則って実施したとはいえ、朝鮮の百官が清使と同席のうえで冬至の望闕礼を実施したことは疑いない。丙子胡乱以後、朝鮮は清と事大関係を結んでおり、清使の要請を仁祖が拒絶することは不可能であった。のち、朝鮮後期の外交便覧である『通文館志』事大には「留館時は則ち闕牌を西宴庁に移設し、而して都監堂上以下、行礼す」と記録されたように、このときの清使マフター一行に対する儀礼上の配慮が前例となった⁽¹⁴⁶⁾。

むしろ興味深いのは先の史料Tにみた金墾の啓、ならびに史料Uにみた南別宮での王朝儀礼の様子が『仁祖実録』に記録されず、冬至の記事自体を欠くことである。実録編纂の際には『承政院日記』を、『承政院日記』作成の際には『勅使騰録』も参照されたはずであるが、あるいは朝鮮の清に対する「屈辱」(史料R)から王朝政府の公式記録として残さなかったのかも知れない。『勅使騰録』に残るこの1事例(史料U)をもってしても、張永起氏が「明朝に対して望闕礼を持続するなど、実質的には清との君臣関係を拒否していた」というのは、史料的根拠を欠いた見解というほかない。仁祖が欠席したとはいえ、朝鮮の文武百官ははじめて清使とともに名節の望闕礼を実施した。かつて宣祖は壬辰倭乱後、ここ南別宮で正朝・冬至・聖節に萬曆帝のために望闕礼を実施したことがあるが、今回は事情がまったく異なる。宣祖28年(1595)聖節に宣祖は明使とともに南別宮で望闕礼を執り行った⁽¹⁴⁷⁾のに対し、宗主国の転換により、今回は百官が清使とともに南別宮で冬至を祝うことになったからである。これこそ、斥和論を主張した儒者官僚にとっては「屈辱」であったに

相違ない。

清使の帰国後、仁祖は翌年正朝の望闕礼実施に意欲をみせていたとみえ、礼曹の上奏にいったん裁可を下していたが、都承旨鄭広敬が療養中の仁祖の体調を案じて取りやめることとなった⁽¹⁴⁸⁾。ただ、仁祖18年10月の聖節に関しては不明なところが多い。聖節を2日後に控えた10月23日には、右承旨金世濂が望闕礼の習儀のため退席を請うたと思しき記録が残る⁽¹⁴⁹⁾。清使出来との報告がすでに10月18日に届き、平安道義州で清使を出迎える遠接使の派遣も決定していた⁽¹⁵⁰⁾から、前年の冬至と同様、今回も清使とともに聖節の望闕礼を実施せざるをえない状況を想定していた可能性がある。ところが、聖節当日には望闕礼に関する記録はない。清使が入京したのは10月29日のことであり、病床にっていた仁祖は養和堂にて接見した⁽¹⁵¹⁾。聖節当日に清使はいまだ漢城に到着していなかったこと、また仁祖が病に伏していたことから判断すれば、10月25日に仁祖がホントイジのために望闕礼を実施したとは考えがたい。事前に望闕礼の予行演習は済ませていたが、清使の入京が遅延したため、漢城でホントイジの聖節を祝う必要はなくなったのであろう。その後も仁祖は健康状態に不安を抱えていたとみえ、左副承旨金墾の進言により11月冬至の望闕礼も事前に中止が決定した⁽¹⁵²⁾。

翌仁祖19年正朝は『仁祖実録』『承政院日記』のいずれにも記録がないことから、正朝を祝う望闕礼は実施されなかったものと推察される。この年7月1日には光海君が流配先の済州島にて死去する⁽¹⁵³⁾が、その後の名節の宮中儀礼に影響をおよぼした形跡はみあたらない。むしろ、10月になって仁祖は2度目の試練を迎えることになる。10月中旬に清使が義州に到着したとの急報が漢城に入り⁽¹⁵⁴⁾、清使の入京がホントイジの聖節と重なる可能性が濃厚となったからである。2年前に朝鮮の百官が清使とともに南別宮にて冬至の望闕礼を挙行了したこと(史料U)が想起されよう。

実際に聖節2日前の10月23日に、接待所（迎接都監）は2年前の「己卯年（＝仁祖17年）勅使馬將（＝マフタ）出来時」の先例を持ち出し、「今者博氏（＝バクシ。文官集団の称号）の行、自ら勅使に擬えて明日入来す。再明日は乃ち是れ聖節なり。彼、未だ之を思うに及ばざると雖も、我より発言し以て問うは、宜當と為すに似たり。廟堂をして酌処せしむるは何如」と提案したところ、備辺司も接待所の提案に同意した⁽¹⁵⁵⁾。翌24日に清使が入京すると、はたして今回も通訳の鄭命寿が難題を持ちかけた。聖節の望闕礼は2年前の先例に則って執り行い、百官も四更（午前2時頃）に南別宮に集合するとともに、麟坪大君（仁祖の三男）も参席するよう要請したのである⁽¹⁵⁶⁾。仁祖としてもこれを拒否することはできまい。聖節当日の様子はやはり『勅使膳録』に記録が残る。

V①一、同日罷漏時、百官以黒団領、五品以下戎服、入就南別宮中庭、司香・礼曹郎序分立於正庁楹外、設闕牌・香案・黄儀仗如常、引礼引博氏就拝位、司香依例上香訖、以其礼行礼後、列立於内庭東、正二品以上、入就内庭拝位、用樂行礼、一依礼文為之而罷、（『勅使膳録』第1、辛巳10月25日条）

V②一、四更頭、聖節望闕礼為之、因都監啓辭、百官詣南別宮、與博氏一時行礼、四品以上黒団領、五品以下戎服入参、（同書第2、辛巳10月25日条）

収録箇所は異なるが、前者の史料V①を簡潔に記録したのが後者のV②であろう。この日、四品以上の官僚は黒団領（文武官の国王謁見服）、五品以下は戎服（軍服）の出で立ちで南別宮の中庭にて聖節の望闕礼に臨んだ。本来、器服（戎服）を着用するのは武官である⁽¹⁵⁷⁾から、「一に礼文に依り之を為して罷む」という（史料V①）ものの、『国朝五礼儀』所載の儀註とは若干異なる。大明皇帝の象徴である闕牌が今回も南別宮に設けられているが、拝位についた清使はおそらく大清皇帝の象徴と読み替えて聖節を祝ったであろう。いさ

さか気がかりなのは、2年前の冬至には清使が三跪九叩頭の礼を行っていた（史料U）にもかかわらず、今回の聖節にはその旨の記録はないことである。にわかには判断しがたいが、朝鮮の礼典に三跪九叩頭の礼はないため、あえて記す必要はなかったであろう。

この清使一行は11月下旬に安州を經由して12月上旬には義州へ向かった⁽¹⁵⁸⁾。その後、12月下旬に左承旨金尚が望闕礼の習儀に参加しており、仁祖は翌20年正朝に明帝を慶賀する本来の望闕礼を実施する意向であったかに思われる⁽¹⁵⁹⁾が、2度目の習儀は確認できない。12月晦日は元宗の忌辰と重なり⁽¹⁶⁰⁾、翌日の仁祖20年正朝に依然として体調不良の仁祖が百官を率いて望闕礼を実施したとは考えがたい。

名節を祝う望闕礼の実施状況が低調となるなか、仁祖21年8月に清では北京進出を目前にしてホンタイジが死去した。瀋陽より「清汗、本月初九日夜、暴かに逝く。九王（＝ドルゴン）、長子の虎口王（＝肅親王ホーゲ）を廃して其の第三子（＝フリン。世祖順治帝。在位1643～61年）を立つ。年甫めて六歳、群情頗る悦ばずと云う」との急報が入ったのは、9月1日のことである⁽¹⁶¹⁾。訃報に接した朝鮮ではその翌日ただちに百官が明政殿の殿庭にて拳哀の儀を執り行い、療養中の仁祖も礼曹の反対を押し切って哀悼の意を表した⁽¹⁶²⁾。9月3日には清より告哀使が入京し、仁祖は養和堂にて接見している。「蓋し必ず聞訃七日の内に及びて、我が国行喪の如何を觀んと欲し、昼夜道を倍して来れるなり」と史官が訝るほど、清使の入京は思いのほか早かった⁽¹⁶³⁾。かつて仁祖は15年前に昭顯世子・文武百官を率い、明の天啓帝のために哀悼の宮中儀礼を行ったが、今回は清使が「監視」するなか、清の亡きホンタイジのために成服の儀につづいて除服の儀に臨むこととなる⁽¹⁶⁴⁾。かつて光海君による「奴夷」（後金）との和親政策を否定して即位した仁祖であったが、その大義名分もいまや失われた。大司諫に任じられ

た兪伯曾（靖社三等功臣）が、「あの義挙は何だったのか」と仁祖を批判して出仕を拒んだのもこの頃である⁽¹⁶⁵⁾。

この年10月に世祖順治帝の即位を告げる清使を漢城に迎え入れ、翌11月には右議政金自點を瀋陽に派遣して新皇帝の即位を祝賀することにした⁽¹⁶⁶⁾。11月12日の冬至に向けて望闕礼の習儀も2度実施されたが、当日は終日雨雪のため望闕礼は中止になったと考えられる⁽¹⁶⁷⁾。もはや仁祖も清との現実的な事大関係から目を背けることは不可能となった。仁祖の胸中を語る伝教が実録記事に残っている。

W上密教于政院曰、祭文及祝帖不書清国年号、雖出於不忍之心、似涉於欺瞞神祇、自明年、並令直書、是時、我国猶不忍背棄大明、凡祭祀之文及公家藏置文書、皆書崇禎年号、至是、上有是教、(『仁祖実録』卷44、21年12月戊寅〔18日〕条)

仁祖は承政院に「祭文及び祝帖、清国の年号を書せざるは、忍びざるの心に出ずと雖も、神祇を欺瞞するに涉るに似たり。明年より並びに直書せしめよ」と、ひそかに命じた。これより5年前の正朝に仁祖は「皇明の爲め」に「哭拝の礼」を執り行い、祭祀儀礼の祝辞には清の年号ではなく明の年号「崇禎」を記すことにより対明事大主義を堅持していた（史料R）。しかし、これは天神地祇をあざむく行為となりかねないゆえ、来年より公文書と同様、祭礼関係の文書にも清の年号を直書するよう、決断を下したのである⁽¹⁶⁸⁾。「我が国、猶お大明に背棄するに忍びず」という朝鮮の対明姿勢にも転機が訪れたことを意味する。大明帝国との決別であった。

（2）清使と大清皇帝の聖節を祝う

仁祖22年正朝に仁祖が文武百官を率いて望闕礼を実施した形跡はない。ただ、この日は瀋陽から漢城に向かう昭顯世子が、瀋陽に向かう登極使金自點一行とともに鳳凰城の衙門にて望闕礼を

執り行っている⁽¹⁶⁹⁾。望闕礼を行う会場が鳳凰城の宿所ではなく衙門であれば、おそらく「皇明の爲め」ではなく清の順治帝のための儀礼であろう。正月4日には昭顯世子が無事に鴨緑江を越えて義州に到着したとの報告があり⁽¹⁷⁰⁾、朝鮮王室は王世子の一時帰国という一大慶事を迎えようとしていた。正月20日に昭顯世子が入京すると、都城では昌慶宮の弘化門に通じる街路に官僚はもちろん、儒生・耆老・軍民があふれ、昭顯世子を仰ぎ拜んで涙を流す者も多かったという。しかし、昭顯世子を護衛する清の將軍もまた入京し、幼い順治帝の摂政となったドルゴンと鄭親王ジルガランの親書をもたらしたため、仁祖は昌慶宮の養和堂に引見した⁽¹⁷¹⁾。

仁祖に3度目の試練が近づいていたことは容易に推測できよう。正月30日は順治帝の聖節である。そのため27日に礼曹は、仁祖17年冬至と同19年聖節に大君と大臣が百官を率いて望闕礼を執り行った前例（史料UV①②）を持ち出し、実施可否の決定を要請したところ、聖節前日にあらためて審議することとなった⁽¹⁷²⁾。そして正月29日に礼曹は、仁祖が望闕礼に親臨しない場合は王世子もまた参列しないのが前例であったが、瀋陽で長く暮らしていた昭顯世子は清の名節のたびに儀礼に随参しており、明日聖節の望闕礼に昭顯世子が参席しないのは問題視されかねないという。病に伏す仁祖が聖節を祝う望闕礼に参席できないのはともかく、昭顯世子まで欠席するとなれば、おそらく昭顯世子を護衛して随行してきた清將は不審に思うであろう。そのため備辺司の論議もふまえたうえで、やむをえず昭顯世子がまず行礼し、ひきつづき百官が入庭して行礼することとなった⁽¹⁷³⁾。この件を礼曹が接待都監に通達すると、清将からは「明日味爽、俺等先に行礼を為すの後、王世子行礼せよ」との回答を得ている⁽¹⁷⁴⁾。

では、仁祖22年聖節当日の記録をみてみよう。

X①一、同日、聖節望闕礼、護行官所館南別宮為之、而設闕牌・黄儀仗・鼓樂等事如常、護

行官先出、以彼之礼行礼後、東庭西向立、王世子具翼善冠入庭、行礼如儀訖還次、百官黒団領、五品以下戎服入庭、行礼如儀後、日出時、王世子與護行官行茶礼、(『勅使臆録』第3、甲申正月30日条)

X②寅正、王世子往南別宮、行望闕礼于西宴庁下、両将傍立而觀之、礼畢、出次于幕次、百官行礼後、王世子復入西宴庁、行茶礼而罷、巳正、還宮、(後略)(『昭顯瀋陽日記』甲申正月30日己未条)

望闕礼の会場はこれまでと同様、清将が滞在する南別宮である。打ち合わせどおり清将につづいて翼善冠を被った昭顯世子、そして百官の順に儀礼が進行した(史料X①)。儀礼形態が仁祖19年聖節の先例(史料V①)をほぼ踏襲していることは明らかである。行礼後、朝日がのぼると昭顯世子は茶礼の席を設けて清将をもてなした。世子侍講院が記録した史料X②によれば、清将は昭顯世子が行礼する様子を立って観察していたという。南別宮には三議政と六曹判書も赴いていたが、76歳になる領議政沈悦が老病を理由に望闕礼に参列しなかったため、清将がこれを怪しむ一幕もあった⁽¹⁷⁵⁾。それゆえ、朝鮮政府が昭顯世子の参席を事前に決定していたのは適切な判断であったといえよう。昭顯世子が清将とともに瀋陽に戻ったのは2月19日のことである⁽¹⁷⁶⁾。

昭顯世子の瀋陽帰還からわずか1カ月後の3月下旬、仁祖政権を震撼させる事件が発生した。左議政まで務めた青原府院君沈器遠(靖社一等功臣)らが「清流」(親清派)50余人を殺害し、仁祖を上王に奉じて退かせたうえ、宗室の懷恩君李徳仁(成宗の次男桂城君李恂の曾孫)を推戴しようとした謀議が発覚したのである。供述書によれば、先の昭顯世子帰国の際に沈器遠は手勢を率いて南別宮に向かい、清将を斬ってその首を明に送り、明に亡命した將軍林慶業と連携して瀋陽を攻撃する計画まで立てていたという⁽¹⁷⁷⁾。沈器遠と李徳仁らは誅殺されたものの、仁祖の親清政策に

対する反発がかつて仁祖を擁立した元勳大臣から噴出したところは注目に値しよう。しかし、この事件は「一過性の寸劇」にとどまり、朝野の対明義理論を内面化させるとともに、仁祖政権の政治的現実主義をいっそう強化させる方向に作用することとなる⁽¹⁷⁸⁾。

(3) 大明帝国の滅亡と王世子鳳林大君

仁祖22年5月上旬に鳳林大君が一時帰国するとともに清から勅書が届き、明では李自成の反乱によって3月に崇禎帝が自縊したことを知るにいたる。大明帝国の崩壊である。史官は「是の時、我が国、大明と絶ちて相い通ずるを得ず、此の報を聞くに及び、輿台・下賤と雖も、驚駭して涙を傾とさざるは莫し」と実録記事に残している⁽¹⁷⁹⁾。国号を「大順」、「永昌」と建元して皇帝を称した李自成はわずか40日あまりで清軍に敗北し、5月に摂政王ドルゴンが紫禁城に入ったとの急報もまもなく朝鮮に届いた⁽¹⁸⁰⁾。かつて「野人」と蔑視していた女真族の末裔が中華帝国の覇者となり、朝鮮知識人の世界観を揺るがしたことはいうまでもない。「華夷変態」は現実のものとなった。後日、仁祖は「三百年の宗社、一朝丘墟となる。宜しく死節の臣有るべし。而れども今に至るも聞こゆる無きは、良に歎ずべきなり」と嘆息した⁽¹⁸¹⁾。しかし、仁祖が亡き崇禎帝のために宮中にて拳哀の儀を執り行った形跡はみあたらない⁽¹⁸²⁾。むしろ、5月下旬に前左議政の洛興府院君金自點らを謝恩進賀使として瀋陽に派遣している⁽¹⁸³⁾。さらに7月になると朝鮮政府は清の北京遷都を祝うべく前兵曹判書李時白(靖社二等功臣。靖社一等功臣李貴の息子)を進賀使として派遣しようとしたため、吏曹判書李景曾が御前にて反対して辞表を提出したところ、領議政金瑬(靖社一等功臣)が「大臣を排斥し、自ら己見を是とするは、大いに朝廷の対面を壊す」と朝堂にて面責する事態も生じた⁽¹⁸⁴⁾。

ただ、清の入関後、対朝鮮政策が緩和されたことは仁祖にとって幸いであった。この年10月1日

に順治帝は南郊にて天地を祀り、北京遷都と登極を報告した⁽¹⁸⁵⁾。そして11月に清は昭顯世子の永久帰国を許可したうえ、従来は個別に進献していた正朝・冬至・聖節の礼物を元旦に納入するよう一元化し、翌年3月には鳳林大君の帰還も決定する⁽¹⁸⁶⁾。

仁祖23年閏6月に仁祖が清の年号使用を徹底せよとの教書を下した際の実録記事に「常に群臣の清国に事うるを恥づる者を悪む^{にく}」とみえるように、仁祖は親清政策をとおして政治的危機を突破しようとしていた⁽¹⁸⁷⁾。明が滅んで紫禁城の主も交替したいま、朝鮮国王が正朝・冬至・聖節に望闕礼を挙行することによって大明皇帝に忠誠を誓う意義は喪失されたことになる。仁祖25年正朝の場合は事前に習儀も執り行われていたが、前日の12月晦日になって右副承旨姜栢年が仁祖の病状を気遣い、中止が決定した⁽¹⁸⁸⁾。正朝当日の記録は以下のとおりである。

Y上在昌慶宮、停望闕礼及陳賀礼〔乃本国事大之礼、自丁丑以後權停〕、(『仁祖実録』卷48、25年正月朔癸卯条)

この史料Yは、仁祖25年正朝の望闕礼と朝賀礼を停止したという事実関係につづけて、「乃ち本国事大の礼、丁丑より以後、権に停む」と割註を付す。清に屈服した丁丑（仁祖15）年以後、対明事大の宮中儀礼である望闕礼が停止されていた、と史官が解説したのであろう⁽¹⁸⁹⁾。任敏赫氏はこの史料Yを根拠に「小中華を自任する朝鮮は夷狄と指称される清国に対し、事大の礼を停止することもあった」という⁽¹⁹⁰⁾が、仁祖25年正朝の望闕礼が停止されたのは仁祖の病気が原因であって、ここから清に対する朝鮮の「小中華」意識を読み取ることは困難である。これ以降、仁祖が正朝と冬至に望闕礼を実施した形跡は史料上、確認できない⁽¹⁹¹⁾。つまり、史料Yは仁祖代における正朝・冬至の対明遥拝儀礼が終焉を迎えたことを意味する。対明事大関係の終焉といってもよからう。

その反面、すでに述べたように「丁丑より以後」、

朝鮮の文武百官が清使とともに正朝・冬至・聖節を祝う望闕礼はなかば定着するようになった（史料UVX）。史料Yの直近では、仁祖24年正朝に百官が南別宮にて望闕礼を実施したことが『議政府謄録』に記録されている⁽¹⁹²⁾。急死した昭顯世子にかわって鳳林大君を王世子に冊封すべく、清使が前年暮れに入京していたからである⁽¹⁹³⁾。そのため、正月中旬になると礼曹は聖節の望闕礼に向けて準備を進め、第1回目の習儀を正月21日、2度目の習儀を26日に決定していた⁽¹⁹⁴⁾。ところが、清使は正月16日に帰国の途についたため⁽¹⁹⁵⁾、漢城で百官が聖節の望闕礼を実施する必要はなくなった。実際に、聖節前日に承政院は仁祖の病気を理由に望闕礼の停止を進言し、仁祖もこれを許可している⁽¹⁹⁶⁾。ただ、清使が帰国途中に朝鮮領域内で聖節を迎える可能性は十分に想定されよう。そこで礼曹が清使を護衛する伴送使に周知徹底した⁽¹⁹⁷⁾ところ、清使は正月29日に平安道觀察使・兵馬節度使および道内の守令とともに平壤にて望闕礼を行い、順安に向かったとの報告を得た。聖節当日は遠方の義州府尹と江界府使の来参は不可能と判断し、近隣の邑で実職のない官吏に礼装させて急場をしのいだという⁽¹⁹⁸⁾。『通文館志』事大に「使、路上に於いて若し聖節・冬至・正朝に遇わば、則ち站上の闕室の庭に於いて望闕礼を行う」とある⁽¹⁹⁹⁾のは、おそらくこのとき帰国途中の清使に配慮して実施した行礼手順を後代に残すべく、記録したものであろう。

そして仁祖27年正月20日、まともや聖節を目前にして清使が入京し、王世子は百官を率いて敦義門（俗称、西大門）外の慕華館にて迎えた⁽²⁰⁰⁾。すでに正月3日に迎接都監は清使の路程と入京予定日を報告しており⁽²⁰¹⁾、10日には礼曹が聖節の望闕礼の習儀日程、ならびに当日30日に南別宮にて実施する王世子以下、百官の行礼手順を、仁祖22年聖節の前例（史料X①）を参考に報告して仁祖の裁可を得ていた⁽²⁰²⁾。むろん、望闕礼終了後にひきつづき茶礼を催すことについても、迎接

都監を介して王世子に報告されている⁽²⁰³⁾。聖節前日に清使による望闕礼の開始時刻も平明（明け方）と決まり⁽²⁰⁴⁾、王世子はいよいよ南別宮にて望闕礼に臨むこととなる。

Z①世子詣南別宮、行望闕礼、清主之生日也、以清使在館故行之、(『仁祖実録』巻50、27年正月己丑〔30日〕条)

Z②五更一点開門、寅正四刻、王世子詣南別宮、入幕次、本院問安、答曰、知道、少頃、勅使以其礼、先行聖節望闕礼、王世子出幕次、相礼引入西宴庁庭内、行望闕礼、礼畢、相礼引出還入幕次、本院問安、答曰、知道、将接見勅使、而鄭勅招訳官曰、若行茶礼、則必成規例、勿為茶礼、世子自幕次還宮為當云、即為還宮、往来儀衛如常、還宮後、本院問安、答曰、知道、請微旨、罷陣、(『孝宗東宮日記』己丑正月30日己丑条)

聖節当日の史料Z①は簡略な記録であるが、当日が「清主の生日」であり、「清使館に在るの故を以て之を行ふ」と望闕礼実施の事情を端的に記している。ユンソッコ氏は「仁祖ではなく世子が儀礼を主管し、節日の名称も聖節から格下げされて清主の誕生日と記録した」という⁽²⁰⁵⁾が、名称の格下げはさほど問題とすべきではあるまい。世子侍講院が記録した史料Z②には「聖節」とあり、実録編纂の際に修正（もしくは曲筆）したにすぎない。その史料Z②によれば、王世子が南別宮に到着すると、まず清使が聖節の望闕礼を執り行い、儀礼官の相礼（通礼院の従三品）により西宴庁へと引導された王世子が望闕礼を行って順治帝の聖節を祝った。聖節の望闕礼を滞りなく終わると、王世子は清使に接見しようとしたが、今回も清使に同行した通訳の鄭命寿が茶礼の中止を申し出たため、王世子はやむなく王宮に戻ったという。病床につく仁祖はやはり清使と望闕礼を行うことはなく、昌徳宮にて迎接都監からの報告を受けるにとどまった⁽²⁰⁶⁾。

この年仁祖27年5月8日、仁祖は昌徳宮の大造

殿東寝にて死去し、中宮の仁烈王后が眠る長陵に葬られた⁽²⁰⁷⁾。5月14日には永安尉洪柱元（宣祖の娘婿）を告誡・請諡・請承襲正使として清に派遣することが決定し、順治帝から仁祖に諡号「莊穆」が贈られた⁽²⁰⁸⁾。大清皇帝が朝鮮国王に贈った最初の諡号であり、『通文館志』紀年には「戸部侍郎甫大楽古等、祭賻・諡号莊穆を捧到す」と記録されている⁽²⁰⁹⁾。しかし、『濬源系譜紀略』はいうまでもなく、『仁祖実録』末尾の行状と誌文に仁祖の諡号「莊穆」は記されず、以後、清から贈られた諡号が朝鮮国内で使用されることはなかった⁽²¹⁰⁾。『太祖実録』の内題（本文の第1行目）に「太祖康獻大王実録」とあり、また『濬源系譜紀略』濬源世系、太祖条には「皇朝、諡を康獻と賜う」と記されるように、太祖李成桂が成祖永楽帝（在位1402～22年）より賜った諡号「康獻」は朝鮮王室の権威の象徴でもあったが、明清交替という「華夷変態」によってその伝統も崩れることとなったのである。

むすび

以上、本稿では朝鮮仁祖代における政局の動向ならびに明清交替という東アジアの国際情勢に目配りしつつ、望闕礼の実施状況について整理・分析した（【表】、参照）。本稿での考察の結果を要約すれば、以下のとおりである。

(1) 軍事クーデターにより1623年3月に慶運宮にて即位した仁祖は同年11月の冬至と熹宗天啓帝の聖節にあわせて望闕礼を執り行い（【表】1・2）、祖宗と同様、大明皇帝に忠誠を誓った。翌年の仁祖2年正朝の実録記事は大気光学現象の幻日環を記録するとどまるが、『備辺司謄録』によれば、「大礼」たる望闕礼が実施されたことは疑いない（【表】3）。仁祖擁立の論功行賞に不満を抱いた李适の乱により昌徳宮と昌慶宮は焼け落ちたが、椴島に駐屯して後金（のち清）を牽制する明将毛文龍の助力により「朝鮮国王」に

冊封された仁祖は以後、正朝・冬至・聖節の名節に慶徳宮の崇政殿において望闕礼を忠実に実施し（【表】4・5・7～12）、やがて後金の第1次朝鮮侵攻（丁卯胡乱）を迎えることとなる。

（2）仁祖5年正月に勃発した丁卯胡乱は3月に避難先の江華島において後金と「兄弟の盟約」を結ぶことによりひとまず終結し、明では同年8月に天啓帝が崩御したため、最後の大明皇帝となる毅宗崇禎帝が即位した。しかし、丁卯胡乱後も朝鮮の対明姿勢は揺らぐことはなく、仁祖は昭顯世子（仁祖の嫡男）と文武百官を率いて名節の望闕礼を実施した（【表】14～21・23～28）。仁祖9年2月には皇太子朱慈娘の千秋節を祝賀する望宮礼がはじめて実施されている（【表】25）。仁祖10年代に入ると、朝鮮王室内の不幸（宣祖継妃の死去）や気象条件により名節の宮中儀礼はしだいに低調となる（【表】34・37・40・41・45）が、仁祖は健康状態に不安を抱えながらも望闕礼の実施には意欲をみせた。とくに仁祖11年冬至には明使が入京していたことから、明・清使節の留館所として機能していた南別宮では黄紙に「皇帝萬歳」と大書して盛大に望闕礼が催された（【表】34）。

（3）仁祖14年12月に清による第2次朝鮮侵攻（丙子胡乱）を迎えると、仁祖は避難先の南漢山城の行宮にて扈從の百官を率い、崇禎帝のために聖節と正朝の望闕礼を執り行った（【表】46・47）。かつて壬辰倭乱という未曾有の災禍を被った宣祖と同様、仁祖は王朝国家存亡の危機に瀕しながらも明との君臣関係を可視化する王朝儀礼を実施したのである。翌年正月30日、仁祖は清の太宗ホンタイジに三跪九叩頭の礼を行って降伏し、丙子胡乱は終息した。かつて朝鮮初期の朝賀礼では「野人」は百官とともに朝鮮国王に対して三叩頭の礼を行っていたが、いまや主従関係が逆転したことになる。朝鮮国王仁祖にとってはまさに「華夷変態」であった。同年10月に仁祖が明のみならず清の聖節にも望闕礼を実施するよう指示したのは、「城下の盟」に謳う宗主国の強制転換を念頭に置

いたうえでの判断であろう。しかし、ホンタイジの聖節（10月25日）を祝う宮中儀礼は仁祖の健康上の理由から停止され、崇禎帝の聖節（12月24日）当日は雨となり、結果的には明清両国の皇帝を寿ぐ望闕礼は実現しなかった（【表】48・50）。明けて仁祖16年正朝に仁祖は昌慶宮の明政殿にて望闕礼を行ったのち、宮庭に闕牌を設けて西方の明に向かって慟哭する「哭拝の儀」を執り行った（【表】51）。従来、仁祖による「皇明の為め」のこの行動様式は「反清意識の高揚」を示す事例として注目されたが、仁祖はすでにホンタイジの聖節を祝う望闕礼の実施を容認しており、一面的な見解といわざるをえない。

（4）仁祖17年正朝にも仁祖は「皇明の為め」に望闕礼を実施した（【表】55）。従来、この儀礼はその後も継続したであろうと史料的根拠もないまま推測されてきたが、実際には仁祖がみずから大明皇帝のために望闕礼を実施したのはこれが最後である。『勅使膳録』によれば、この年冬至には漢城に滞在中であった清使の意向により闕牌を南別宮に設け、朝鮮の文武百官が清使とともに望闕礼を執り行っている（【表】57）。丙子胡乱後、闕牌は大明皇帝ではなく大清皇帝の象徴に変質したことになる。以後、名節の望闕礼は清使が入京した場合に限って実施され、百官は清使とともに南別宮にて大清皇帝に忠誠を誓うこととなった（【表】63）。仁祖22年正月30日には清使につづき、瀋陽から一時帰国した昭顯世子が文武百官とともに世祖順治帝の聖節を祝った（【表】68）。『昭顯世子日記』によれば、当日の望闕礼は清使の監視のもとで実施されており、朝鮮政府が事前にこれを阻止することは不可能であった。そしてこの年3月、明では李自成の反乱によって崇禎帝が自縊し、5月には順治帝の叔父である摂政王ドルゴンが紫禁城の主となる。「華夷変態」は現実のものとなった。仁祖24年正朝には鳳林大君（仁祖の次男。のち孝宗）を王世子に冊封する清使が入京していたため、百官がやはり南別宮で望闕礼を実施したことを『議

政府膳録』により確認できる（【表】72）。のみならず、この清使一行は帰国途中に順治帝の聖節を迎えたため、平安道觀察使・兵馬節度使および道内の守令とともに平壤にて望闕礼を執り行った（【表】73）。『孝宗東宮日記』によれば、王世子鳳林大君は仁祖27年正月30日に南別宮にて清使とともに聖節の望闕礼に臨んだ（【表】81）。仁祖代における最後の望闕礼も朝鮮国王仁祖が主宰することはなかったのである。

かつて元明交替期の14世紀後半に高麗の恭愍王が開京の宮殿にて実施した対明遥拝儀礼は、14世紀末の李成桂による朝鮮王朝開創後もひきつづき実施され制度化されたが、17世紀の明清交替期に変容を余儀なくされた。本来は大明皇帝と朝鮮国王の君臣関係を確認する宮中儀礼が、朝鮮の王世子と文武百官が清使とともに大清皇帝に忠誠を誓う儀礼に変質したのである。唯一の抵抗は、病に伏す仁祖が清の名節を祝う望闕礼に1度も参席しなかったことであろう。しかし、名節に清使が漢城に滞在中であれば闕牌を館所に移設して望闕礼を行い、また清使が移動中であれば駅舎にて行礼することは、朝鮮後期の外交便覧『通文館志』に明記されることになる。では、昭顯世子とともに瀋陽で8年におよぶ人質生活を送った経験を持つ孝宗は即位後、朝鮮の礼と法に定められた望闕礼をはたして実施したのであろうか。滅び去った明の皇帝を祀る大報壇祭祀との関係を朝鮮国王がいかに調整したのかについても、いまなお未解決のままである。すべて今後の課題としたい。

註（*は韓国語文献）

- (1) 桑野栄治「高麗末期の儀礼と国際環境—対明遥拝儀礼の創出」（『久留米大学文学部紀要（国際文化学科編）』第21号、2004年3月）75～79頁。
- (2) 洪武帝が周辺諸国の蕃王に要求した「蕃王朝貢の礼」とは、「蕃王来朝」「蕃国遣使朝貢」「蕃国遇正旦冬至聖節皆望闕行礼」「蕃国進賀表箋」の4種である（『明太祖実録』巻45、洪武2年9

月壬子〔21日〕条）。明初の礼的秩序については檀上寛『明代海禁＝朝貢システムと華夷秩序』（京都大学学術出版会、2013年12月）「第一章 明初の海禁と朝貢—明朝専制支配の理解に寄せて」（初出は1997年10月）72～73頁、岩井茂樹「明代中国の礼制覇権主義と東アジアの秩序」（『東洋文化』第85号、2005年3月）130～141頁、参照。

- (3) 『国朝五礼儀』巻3、嘉礼、正至及聖節望闕行礼儀および皇太子千秋節望宮行礼儀条。『経国大典』巻3、礼典、朝儀条。以上の叙述は桑野栄治「朝鮮初期の対明遥拝儀礼—その概念の成立過程を中心に」（『久留米大学比較文化年報』第10輯、2001年3月）、同「朝鮮世祖代の儀礼と王権—対明遥拝儀礼と園丘壇祭祀を中心に」（『久留米大学文学部紀要』第19号、2002年3月）、同「朝鮮成宗代の儀礼と外交—『経国大典』成立期の対明遥拝儀礼」（『同』第20号、2003年3月）による。朝鮮初期のこれら3本の論考は前掲「高麗末期の儀礼と国際環境」とあわせて増補・修正のうえ、桑野栄治『高麗末期から李朝初期における対明外交儀礼の基礎的研究』（2001～2003年度科学研究費補助金〔基盤研究（C）（2）〕研究成果報告書、2004年2月）に収録した。
- (4) 16世紀における対明遥拝儀礼については桑野栄治「正朝・冬至の宮中儀礼を通してみた15世紀朝鮮の儒教と国家—朝鮮燕山君代の対明遥拝儀礼を中心に」（『朝鮮史研究会論文集』第43集、2005年10月）、同「朝鮮中宗代における対明遥拝儀礼—16世紀前半の朝鮮と明・日本」（『久留米大学文学部紀要』第24号、2007年3月）、同「朝鮮明宗代の対明遥拝儀礼—威臣政治と王権」（『同』第28号、2011年3月）、同「東アジア世界と文禄・慶長の役—朝鮮・琉球・日本における対明外交儀礼の観点から」（日韓歴史共同研究委員会編『第2期日韓歴史共同研究報告書（第2分科会篇）』同委員会、2010年3月）、参照。
- (5) 桑野栄治「朝鮮光海君代の儀礼と王権—対明遥拝儀礼を中心に」（『久留米大学文学部紀要』第29号、2012年3月）。
- (6) たとえば、田川孝三『毛文龍と朝鮮との関係について（青邱説叢巻3）』（京城帝国大学法文学部、京城、1932年2月）をはじめ、*全海宗『韓中関係史研究』（一潮閣、ソウル、1970年5月）、劉家駒『清朝初期の中韓関係』（文史哲出版社、台北、1986年7月）、張存武『清代中韩関係論文集』（台湾商務印書館、台北、1987年11月）、鈴木信昭「李朝仁祖期をとりまく対外関係—対明・対清・対日政策をめぐって」（田中健夫編『前近

代の日本と東アジア』吉川弘文館、1995年1月)、*崔韶子『明清時代中・韓関係史研究』(梨花女子大学出版部、ソウル、1997年11月：a)、*韓明基『壬辰倭乱と韓中関係』(歴史批評社、ソウル、1999年8月：a)、*金鍾圓『近世東アジア関係史研究—一朝清交渉と東亜三国交易を中心に』(慧眼、ソウル、1999年9月)、*韓明基『朝清関係の推移』(韓国歴史研究会17世紀政治史研究班編『朝鮮中期 政治と政策—仁祖～顯宗時期』アカネット、ソウル、2003年7月)、*崔韶子『清と朝鮮—近世東アジアの相互認識』(慧眼、ソウル、2005年7月：b)、*韓明基『丁卯・丙子胡乱と東アジア』(プルンヨクサ、ソウル、2009年4月：b)、*鄭恩主『朝鮮時代使行記録画—古の絵画で読む韓中関係史』(社会評論、ソウル、2012年7月)、松浦章『近世中国朝鮮交渉史の研究』(思文閣出版、2013年10月)などがある。

- (7) *韓明基『歴史評説 丙子胡乱(2)』(プルンヨクサ、ソウル、2013年10月) 121・146頁。広範な史料を駆使して構成された全2冊の同書は、*柳在城『丙子胡乱史(民族戦乱史3)』(国防部戦史編纂委員会、ソウル、1986年11月)以来の本格的な通史であるが、書名に「歴史評説」と掲げるように一般読者をも対象としたため、具体的な史料の提示はない。おそらく本稿の後掲史料OPであろう。
- (8) *崔韶子、前掲書b「第1部IV 朝鮮の対清関係」(初出は1997年12月) 135頁。
- (9) 遥賀儀とは、漢城を離れた使臣と地方官が王宮に住まう朝鮮国王に対して行う朝賀礼であり(『国朝五礼儀』巻3、嘉礼、正至誕生日使臣及外官遥賀儀・使臣及外官朔望遥賀儀および使臣及外官拜箋儀条)、『経国大典』巻3、礼典、朝儀条には「正・至・朔・望、大殿・王妃の誕日に王世子・百官、朝賀す」との規定につづけて、「外官は各所在に於いて陳賀す」と割註を付す。遥賀儀を取り扱った専論として*任敏赫「朝鮮初期 遥賀儀と君臣秩序」(姜制勲他『朝鮮王室の嘉礼(2)』韓国学中央研究院出版部、城南、2010年12月)がある。
- (10) *ユンソッコ「朝鮮朝 望闕礼の重層的儀礼構造と性格」(『韓国思想史学』第43輯、ソウル、2013年4月) 168～169頁。「実録にあらわれた施行事例を整理した」というから、3事例はおそらく本稿の後掲史料RSとZ①であろうが、『朝鮮王朝実録』の記録のみに頼ったところは惜しまれる。公正を期すため、ユンソッコ氏作成の表「対清事大後の望闕礼施行記録」を以下に提

示する。

王代	主体	施行日	対象	施行当否	施行(停止)理由
仁祖16	親行	正朝	明(望哭礼)	施行	未詳
仁祖17	親行	正朝	明	施行	明のため
仁祖25	—	正朝	清	停止	丁丑年(1637)以後 事大儀礼停止
仁祖27	—	正朝	清	停止	未詳
仁祖27	世子	清主生日	清	施行	清使臣の訪問
英祖1	親行	冬至	清	施行	清使臣の訪問

- (11) テキストはソウル大学校奎章閣蔵本を底本としたソウル大奎章閣韓国学研究院東宮日記註チーム編『影印 昭顯東宮日記一』『影印 昭顯東宮日記二・昭顯分朝日記』『影印 昭顯瀋陽日記・昭顯乙酉東宮日記』(民俗苑、ソウル、2008年6月)、同編『影印 孝宗東宮日記』(民俗苑、ソウル、2008年8月)を利用した。
- (12) テキストはソウル大学校奎章閣蔵本を底本として電算入録した『勅使騰録1(各司騰録90)』『勅使騰録11・朝賀騰録1(各司騰録91)』(国史編纂委員会、果川、1997年12月・98年12月)を利用した。
- (13) 『仁祖実録』巻一、元年3月癸卯(13日)・辛亥(21日)条。『承政院日記』第1冊、仁祖元年3月13日癸卯・21日辛亥条。慶運宮とはかつて壬辰倭乱後に宣祖が居所としていた貞陵洞行宮であり、光海君3年(1611)に慶運宮と命名された。慶運宮の成立過程については*ユンジョン「宣祖後半～光海君初半 宮闕経営と‘慶運宮’の樹立」(『ソウル学研究』42、ソウル、2011年2月)、参照。
- (14) *洪順敏「朝鮮王朝 宮闕経営と“両闕体制”の変遷」(ソウル大学大学院文学博士学位論文、ソウル、1996年2月)「三、壬辰倭乱以後 法宮—離宮 両闕体制の変動」121～122頁。*張永起「朝鮮時代宮闕運営研究」(歴史文化、ソウル、2014年6月)「第2編第1章 宮闕の造成と空間構成」66頁。
- (15) 『仁祖実録』巻3、元年閏10月甲辰(18日)条。仁祖の姻戚と武臣勢力が主流をなす靖社功臣については、*呉洙彰「仁祖代 政治勢力の動向」(李泰鎮編『朝鮮時代政治史の再照明』太学社、ソウル、2003年4月改訂版。初出は1985年8月)100～101頁、*李基淳『仁祖・孝宗代政治史研究』(国学資料院、ソウル、1998年4月)「第1章 光海君政権と仁祖政変の性格」(初出は1991年12月)36～52頁、参照。
- (16) 岩井茂樹、前掲「明代中国の礼制覇権主義と東アジアの秩序」133頁。望闕礼の挙行にあたって

- は前日に「掖庭署、闕庭を勤政殿の正中に南向きの展べ」、当日に「掖庭署、殿下の拜位を殿の階上の當中に、北向きに設く」と定める（『国朝五礼儀』巻3、嘉礼、正至及聖節望闕行礼儀条）ように、朝鮮国王は大明皇帝を象徴する闕牌を置いた闕庭に対して北向きに拝礼する。この配置は、皇帝が臣下に対して南面することに通じる。
- (17) 『仁祖実録』巻4、2年正月朔丙辰条。なお、『承政院日記』は後述する李适の乱により仁祖2年甲子の記録を一切欠く。その後も英祖20年（1744）の火災により仁祖元年から景宗元年（1721）まで99年間分の記録が焼失したため、『備辺司謄録』など各官庁の謄録類のほか私家所蔵の史草・日記類を収集して編纂された。中村栄孝『日鮮関係史の研究（下）』（吉川弘文館、1969年12月）「別編四 朝鮮英祖の『承政院日記』改修事業」（初出は1934年11月）、参照。
- (18) 田村専之助『李朝鮮気象学史研究』（三島科学史研究所、1983年12月）「第三章 李朝気象学の概観」114～115頁。
- (19) 「政院、以日變請停元朝望闕礼及初九日文昭殿大祭、上從之」（『宣祖実録』巻7、6年12月乙亥〔29日〕条）。桑野栄治、前掲「東アジア世界と文禄・慶長の役」70頁。
- (20) 「啓曰、今日大礼、非尋常挙動、百僚所當齊進、而有分付之事、招致刑曹郎序、則不為進來、雖有公故・雜項、而其中無故不參郎序、推考何如、答曰、允」（『備辺司謄録』第3冊、仁祖2年正月初1日条）。
- (21) 李适の乱が仁祖政權に与えた衝撃と都城の混乱については、*禹仁秀『朝鮮後期山林勢力研究』（一潮閣、ソウル、1999年8月）「第2章1 政權の支持基盤提供」（初出は1991年8月）71～72頁、参照。
- (22) その後、仁祖10年11月に仁祖は昌徳宮、翌11年7月には昌慶宮に移御し、仁祖25年11月に昌徳宮の再建工事を終えると昌徳宮へ移御する。*洪順敏、前掲書「三、壬辰倭乱以後 法宮一離宮 兩闕体制の変動」122～129頁。張永起、前掲書「第2編第1章 宮闕の造成と空間構成」66～67頁。
- (23) *洪順敏、前掲書「三、壬辰倭乱以後 法宮一離宮 兩闕体制の変動」123頁。*張志連「光海君代 宮闕宮建一仁慶宮と慶徳宮（慶熙宮）の創建を中心に」（『韓国学報』第86輯、ソウル、1997年3月）146～147頁。
- (24) 「上行賀至望闕礼于隆政殿」「上行聖節望闕礼於隆政殿」（順に『仁祖実録』巻7、2年11月壬戌〔12日〕・甲子〔14日〕条）。
- (25) 「上幸慕華館、迎皇勅、勅書若曰、朝廷封殖藩邦、用以屏衛疆域、近因建僉未靖、爾邦誼切同仇、属當多事之時、宜定軍国之主、名位以正、号令乃行、（中略）特用封爾為朝鮮国王、統領国事、仍令整兵索賦、同平遼総兵官（＝毛文龍）聯絡声勢、策応軍機、偵探情形、設奇制勝、固以壯我外徼、亦以奠爾提封、（後略）」（『仁祖実録』巻5、2年4月癸卯〔20日〕条）。仁祖冊封をめぐる朝明間の外交交渉については*韓明基、前掲書a「第3部第2章 仁祖反正承認をめぐる明との葛藤」のほか、夫馬進『朝鮮燕行使と朝鮮通信使』（名古屋大学出版会、2015年2月）「第1部第2章 明清中国の対朝鮮外交における『礼』と『問罪』」（初出は2007年3月）61～67頁、*李迎春「仁祖反正後に派遣された冊封奏請使の記録と外交活動」（『朝鮮時代史学報』59、ソウル、2011年12月）123～133頁、参照。
- (26) 『仁祖実録』巻九、3年6月癸卯（3日）条。この日、仁祖は恒例の茶礼（使節に茶菓を供する接待儀礼）を設けて明使をもてなした。*申明鎬「朝鮮時代 接賓茶礼の資料と特徴」（釜慶大学校歴史文化研究所編『朝鮮時代宮中茶礼の資料解釈と訳註』民俗苑、ソウル、2008年12月）34頁によれば、茶種は基本的に人蔘であった。
- (27) 田川孝三、前掲書「第四章 仁祖朝に於ける毛文龍との関係」77～80頁。
- (28) 鈴木信昭、前掲「李朝仁祖期をとりまく対外関係」428頁。*韓明基、前掲書a「第3部第3章 仁祖反正以後 丙子胡乱以前の対明関係」354～355頁。
- (29) *崔承熙『古文書を通してみた朝鮮後期社会身分史研究』（知識産業社、ソウル、2003年6月）「VI 朝鮮後期 原従功臣録券と身分制動揺」（初出は1989年12月）215～216頁。
- (30) 史料Cに対応する『承政院日記』の記録は①「鄭蘊啓曰、今日聖節望闕礼二度習儀時、臣與右副承旨金蕃国、進去下直、伝曰、知道」、②「鄭蘊啓曰、明日聖節望闕礼、故視事不為取稟、伝曰、知道」、③「有望闕礼挙動」（順に同書第10冊、仁祖3年11月初9日甲寅・13日戊午・14日己未条）のように、その事前状況がいくぶん詳しい。①は都承旨鄭蘊が聖節の望闕礼の2度目の習儀（予行演習）に参加すべく、左副承旨金蕃国とともに退席を請うて許可され、②は明日の聖節に政務は執り行っても意見の聴取はしないよう要請して許可されたことを記録する。③が聖節当日の記録であって、望闕礼に臨むべく仁祖が出御したことを簡略

- に記録したものである。
- (31) 『仁祖実録』巻8、3年正月庚午(21日)・丙子(27日)条。
- (32) 史料C Dに対応する記録は『昭顯東宮日記』に「停書筵、聖節望闕礼時、王世子陪從官、輔德鄭百昌・兼姜碩期・弼善尹衡彦・文学金増・司書李景曾進参」[寅初、王世子行冬至望闕礼、還宮後、本院問安、答曰、知道]とある(順に同書乙丑11月14日己未・22日丁卯条)。
- (33) 「都元帥李弘胄馳啓、賊騎五百仍留松站・鳳凰城近地、備司司請下諭各道調兵待變、其後、賊騎更無声息、故寝不行」(『仁祖実録』巻8、3年正月朔庚戌条)。実録記事の後半に「其の後、賊騎更に声息無し。故に寝めて行わず」とあるように、結果的には事なきを得た。
- (34) 『仁祖実録』巻7、2年12月丙戌(6日)条。その後も備司司は対応に追われ、12月晦日には京畿を警備する摠戎庁(仁祖2年6月新設)の軍人2万余名のなかから精兵を選抜して防備するよう、要請している(同書巻7、2年12月己酉〔29日〕条)。
- (35) 史料Eに対応する『承政院日記』第11冊、仁祖4年正月初1日乙巳条には「歳謁、(缺)子率百官望(以下缺)」とあり、欠字がある。しかし、『昭顯東宮日記』丙寅正月初1日条には「寅初、王世子行望闕礼、(後略)」とあり、仁祖が王世子以下、百官を率いて望闕礼を実施したことは疑いない。なお、同書丙寅正月初2日条に「下令曰、本殿受賀、權停、○以伝教、大殿・大妃殿・中殿賀礼、並權停」とみえるように、正月3日に催される正朝の朝賀礼は停止となった。
- (36) 「金蕃国以礼曹言啓曰、来十一月初三日冬至、本朝陳賀、大王大妃殿則依常例磨練举行、大殿・中宮殿則政府率百官自外陳賀為當、望闕礼則依礼文磨練、而除去舞蹈、衆則陳而不作何如、伝曰、依啓、兩殿陳賀權停」(『承政院日記』第16冊、仁祖4年10月初8日丁未条)。「本朝の陳賀」に関しては「大殿・中宮殿は則ち政府、百官を率いて外より陳賀するを當と為す」とあるように、仁祖と王妃に対する朝賀礼については議政府が百官を率い、略式で執り行うべきことを礼曹が提案していた。
- (37) 『仁祖実録』巻11、4年正月戊午(14日)条。『璿源系譜紀略』璿源世系、元宗妃条。
- (38) 『仁祖実録』巻15、5年正月朔己巳条。『昭顯東宮日記』丁卯年正月初1日己巳条。
- (39) 丁卯胡乱の勃発から講和にいたる経緯については*全海宗、前掲書「丁卯胡乱の和平交渉について」(初出は1967年5月)のほか、*金鍾圓、前掲書「II 朝鮮と後金の交渉」86~102頁、*韓明基、前掲「朝清関係の推移」269~272頁、参照。最近では鈴木開「朝鮮丁卯胡乱考—朝鮮・後金関係の成立をめぐる」(『史学雑誌』第123編第8号、2014年8月)が、丁卯胡乱の収束は3月3日の「江華盟約」ではなく、後金軍が完全撤兵した9月7日であると主張する。
- (40) たとえば、*金鍾圓「丁卯胡乱」(国史編纂委員会編『韓国史(29朝鮮中期の外侵とその対応)』同委員会、果川、1995年11月)236~238頁、*韓明基、前掲書b「1章 丁卯胡乱と朝鮮・後金関係」47~53頁、参照。
- (41) *韓明基、前掲書a「第3部第3章 仁祖反正以後 丙子胡乱以前の対明関係」384頁。ただし、『明史』朝鮮伝には崇禎帝が援軍の派遣を命じていたと記されており(同書巻320、列伝208、外国1、朝鮮)、英祖25年(1749)にこれを知った朝鮮では崇禎帝の恩義に報いるべく、昌徳宮の後苑(王室庭園)に設置された大報壇に萬曆帝に加えて崇禎帝をあわせ祀ることが決定した。この点は桑野栄治「朝鮮小中華意識の形成と展開—大報壇祭祀の整備過程を中心に」(朴忠錫・渡辺浩編『国家理念と対外認識 17~19世紀(日韓共同研究叢書3)』慶應義塾大学出版会、2001年5月)151~154頁、参照。
- (42) 『仁祖実録』巻15、5年2月庚戌(13日)・丁卯(30日)・3月己巳(2日)条。*金容欽『朝鮮後期政治史研究I—仁祖代政治論の分化と変通論』(慧眼、ソウル、2006年12月)「第4章 主和論と斥和論の対立」(初出は2006年6月)201頁。
- (43) 『仁祖実録』巻15、5年3月庚午(3日)条。後金は周辺諸国と同盟を結ぶ際に犠牲を捧げて天に誓う方式を採用していた。この点は*韓明基、前掲書b「2章 丁卯和約の亀裂と丙子胡乱の発生過程」91~92頁、鈴木開、前掲「朝鮮丁卯胡乱考」7~8・19頁に指摘がある。
- (44) 『仁祖実録』巻16、5年4月戊申(12日)条。
- (45) *韓明基、前掲書a「第3部第3章 仁祖反正以後 丙子胡乱以前の対明関係」370~374頁。*同、前掲「朝清関係の推移」270~272頁。*同、前掲書b「1章 丁卯胡乱と朝鮮・後金関係」65頁。
- (46) *金容欽、前掲書「第3章 反正の名分と政権の正統性論争」(初出は2006年7月)83~95頁。
- (47) 『崇禎長編』巻1、即位前記、天啓7年8月21日甲寅条。同書巻1、天啓7年8月乙卯(22日)・丁巳(24日)条。

- (48) 「金起宗馳啓曰、本月二十三日、遊撃張魁自安州來見臣、書給小紙曰、天啓皇帝七月晏駕、親弟一十六歳登極、改号崇禎云、備局(=備辺司)啓曰、皇朝有喪、必待遼東膽黃(=詔書の謄写)之至、方始拳哀、今則遼路不通、雖無膽黃事例、而若真有是事、則毛管文書亦必來到、其間虛實未能的知、請差遣詔官於毛鎮、探聽的報、上從之」(『仁祖實録』卷17、5年10月戊午〔25日〕条)。*崔韶子、前掲書a「第3編第4章 胡乱と朝鮮の対明・清関係の変遷一事大・交隣の問題を中心に」(初出は1975年9月)305~306頁では丁卯胡乱後、「儀礼的な面で事大の程度を理解することができる」事例としてこの史料を引用しつつ、仁祖による拳哀の儀に注目した。ただし、光海君もかつて萬曆帝崩御の際に拳哀の儀を執り行った(桑野栄治、前掲「朝鮮光海君代の儀礼と王権」182~183頁)ように、この宮中儀礼は朝鮮国王が大明皇帝のために当然行うべき国事行為である。
- (49) 松浦章、前掲書「第一部第一章 袁崇煥と朝鮮使節」(初出は1989年3月)20頁。同「第二部第一章 明朝末期における朝鮮使節の見た北京」(初出は1989年3月)75~76頁。
- (50) 「接伴使南以恭馳啓曰、十月二十九日、都督出示小紙于臣曰、八月二十三日、天啓皇帝崩逝、皇弟年十八、本月二十四日登極云、(中略)礼曹啓曰、皇上崩逝、的報已至、請行拳哀之礼、上率王世子・百官、拳哀於崇政殿階上、(後略)」(『仁祖實録』卷17、5年11月庚午〔7日〕条)。
- (51) 「上率王世子・百官、行大行皇帝成服礼於崇政殿階上」「上出御崇政殿階上、率世子・百官、行除服之礼、如議」(順に『仁祖實録』卷17、5年11月甲戌〔11日〕・丁丑〔14日〕条)。
- (52) *李範稷『韓国中世礼思想研究—五礼を中心に』(一潮閣、ソウル、1991年9月)「第2章IV 成宗朝『国朝五礼儀』の成立」(初出は1989年6月)396・399頁。『国朝五礼儀』卷7、凶礼の筆頭には為皇帝拳哀儀・成服儀・孝臨儀および除服儀の連続する4種の儀註がある。
- (53) 「冬至、上出御崇政殿階上、率百官、行望闕礼」(『仁祖實録』卷17、5年11月戊寅〔15日〕条)。
- (54) *全海宗、前掲書「丁卯胡乱の和平交渉について」124~127頁。
- (55) 「憲府啓曰、(中略)正朝望闕・陳賀、乃莫重大礼、為臣子者所當恪謹趨職、而今番親臨行礼時、東西班比前稀疎、事極寒心、公故及分明老病人外、無故不參者、請推考、上從之」(『仁祖實録』卷18、6年正月乙丑〔3日〕条)。
- (56) 「卯正、世子行本朝賀正礼于崇政殿庭、礼訖、詣大妃殿、賀正如儀、(後略)」(『昭顯東宮日記』戊辰正月初3日条)。
- (57) 「望闕礼畢後還宮後、本朝陳賀慶時刻、入啓、伝曰、權停、只行大妃殿」「大妃殿下教、陳賀權停」(いずれも『承政院日記』第23冊、仁祖6年11月26日癸未条)。半年前に仁祖に自處を命じられた仁城君李珙は、その2週間後に流配先の珍島で死去した(『仁祖實録』卷18、6年5月甲戌〔14日〕・戊子〔24日〕条)。
- (58) たとえば、講和交渉の最中に後金軍の使者は「天朝を絶たざるの一款、自らはれ好意にして、必ずしも強要せず」と伝達していた(『仁祖實録』卷15、5年2月辛亥〔14日〕条)。*韓明基、前掲書b「2章 丁卯和約の亀裂と丙子胡乱の発生過程」90頁。鈴木開、前掲「朝鮮丁卯胡乱考」16~17頁。
- (59) 「寅時、王世子詣崇政殿、從大殿行望闕礼、如儀、(後略)」(『昭顯東宮日記』己巳正月初1日丁巳条)。「上行望闕礼」(『仁祖實録』卷21、7年11月戊子〔7日〕条)。「五更、世子參行聖節望闕礼、(後略)」(『昭顯東宮日記』己巳12月24日甲戌条)。
- (60) 「上行望闕礼」(『仁祖實録』卷22、8年正月朔辛巳条)。「明日聖節望闕礼、三嚴(=儀礼の開始時刻)罷漏後」(『承政院日記』第31冊、仁祖8年12月23日丁卯条)。
- (61) 「伝曰、明日陳賀、權停例為之、明日陳賀時、王世子出宮、正時(=予定時刻)辰初」(『承政院日記』第24冊、仁祖7年正月初2日戊午条)。「辰初、王世子詣崇政殿、率三品以下、奉筭陳賀如儀、(後略)」(『昭顯東宮日記』己巳正月初3日己未条)。翌年の『承政院日記』第29冊、仁祖8年正月初2日壬午条にも「明日、王世子率百官陳賀出宮、正時辰初一刻、(後略)」とほぼ同様の記録がみえることから、『昭顯東宮日記』庚午正月初3日癸未条に「辰時、王世子率百官、行陳賀礼、(後略)」とあるのは略式の朝賀礼であろう。
- (62) すでに宣祖14年正月の時点で「本国の賀礼は則ち初三日に退行し、永く恒式と為せ」との王命が下り(『宣祖實録』卷15、14年正月朔丙寅条)、壬辰倭乱勃発までは朝賀礼の順延がほぼ定例化していた。桑野栄治、前掲「東アジア世界と文禄・慶長の役」70頁。
- (63) 穆陵の遷葬については*イヒジュン「17、8世紀 ソウル周辺王陵の築造、管理および遷陵論議」(『ソウル学研究』第17号、ソウル、2001年9月)28頁、*申炳周「朝鮮時代 東九陵の造成過程に関する研究」(鄭玉子他『朝鮮時代文化史

- (上) 一文物の整備と王室文化』一志社、ソウル、2007年12月) 118～119頁、参照。
- (64) 『仁祖実録』巻23、8年11月癸巳(18日)条。
- (65) 『仁祖実録』巻23、8年10月丁未(2日)・11月己卯(4日)条。
- (66) 「權停冬至望闕礼、(中略)礼曹以為、梓宮雖在殯殿、賀至之礼恐不可廢、故儀注中刪去用樂・舞蹈兩節、則此乃參酌折衷之意也、且朔望既有望哭礼、則況於冬至尤不可廢、請於望闕礼畢後、自上易服、率百官仍行望哭礼、及吏曹判書鄭經世上劄言、自上方在服總之中、一日之内、賀・哭不可以兼、望闕礼宜可權停、上令大臣議啓、皆以為經世之論甚是、上從之」(『仁祖実録』巻23、8年11月壬辰〔17日〕条)。
- (67) 「聖節望闕礼時、輔德韓心遠・弼善李惟達・文学金元立・兼文学崔惠吉・司書沈演・説書沈之漢陪從、(後略)」(『昭顯東宮日記』庚午12月24日戊辰条)。
- (68) 「礼曹判書金尚憲上劄曰、殿下至誠事大、对越天威、凡遇中朝慶節、未嘗一日廢礼、(中略)臣昨於闕庭、忝行典礼之任、竊有未安於心者、敢陳愚見、今月二十四日、我成宗大王忌辰、而適與皇帝聖節相值、聖節賀儀、慶祝歡抃之礼、不可廢也、先王忌辰、素服哀疚之心、亦不可忘也、(中略)殿下既拜送使者於庭、進賀于帝所、是使臣代殿下行礼於彼、殿下在此、雖為本国忌辰而權宜停止、固未是廢礼也、況至日・元朝每行不廢、則一日權制、寧有少歉於事大之至誠哉、(中略)伏乞聖明特留睿思、答曰、劄辭不無所見、當議処焉」(『仁祖実録』巻23、8年12月己巳〔25日〕条)。
- (69) 「上行正朝望闕礼」(『仁祖実録』巻24、9年正月朔乙亥条)。「世子行千秋望宮礼、罷漏時出宮、入隆政殿庭、礼畢、還宮、(後略)」。「寅初、王世子行望闕礼如儀、(後略)」。「寅正、王世子行望闕礼如儀」(順に『昭顯東宮日記』崇禎4年辛未2月初4日戊申・11月30日癸亥・12月24日壬辰条)。
- (70) 「伝曰、明日陳賀、權停礼為之」。「明日陳賀、王世子率百官出宮、正時辰初二刻」。「以国忌無所啓」(いずれも『承政院日記』第32冊、仁祖9年正月初2日丙子条)。
- (71) 「伝曰、本朝陳賀、權停」(『承政院日記』第34冊、仁祖9年11月30日己亥条)。
- (72) 『仁祖実録』巻25、9年10月甲辰(4日)条。
- (73) 『承政院日記』第34冊、仁祖9年10月初8日戊申条に「歸厚別坐成就学、郡主阿只氏衿川地永葬後、入来」とみえ、棺槨の製造と大臣クラスの葬礼を掌管する歸厚署の官員が「郡主阿只氏」を京畿衿川(ソウル市九老区始興洞)に手厚く葬っている。昭顯世子嬪(愍懷嬪)は衿川姜氏であり(『璿源系譜紀略』璿源世系、仁祖条、一男昭顯世子の項)、「阿只」は朝鮮語「아가(agi)」(赤ん坊)の借字、「阿只氏」はその尊称である。
- (74) 「王世子行望闕礼如儀」(『昭顯東宮日記』壬申正月初1日己亥条)。
- (75) 『承政院日記』第34冊、仁祖9年12月22日庚寅条。
- (76) 『仁祖実録』巻26、10年6月甲午(28日)条。『璿源系譜紀略』璿源世系、宣祖繼妃条。
- (77) 『仁祖実録』巻27、10年10月癸巳(29日)条。
- (78) 『光海君日記』巻10、即位年11月壬辰(9日)・癸巳(10日)条。ただし、睿宗(在位1468～69年)・成宗・燕山君代など15世紀後半の諸事例では、国喪期間は望闕礼を停止するのが慣例となっていた。桑野栄治、前掲「朝鮮光海君代の儀礼と王権」168～169頁。
- (79) 「入番等曰、(中略)今番則望闕礼挙動、因台諫啓辭、已為停止、所當取稟、(後略)」(『昭顯東宮日記』壬申12月29日壬辰条)。
- (80) 椴島を固守しよう檄を飛ばすべく山東半島の登州(山東省蓬萊市)経由で朝鮮に派遣された程龍は、11月上旬に南別宮・明政殿で仁祖と会見し、翌年2月上旬に漢城を去った。『仁祖実録』巻28、11年11月乙未(7日)・丙申(8日)条。同書巻29、12年2月癸亥(6日)条。『崇禎実録』巻6、6年9月壬寅(13日)・11月甲午(六日)条。
- (81) 「訓練院啓曰、副總分付曰、明日是冬至大節、當於館裏行望闕礼、造紅牌以入、則用黃紙塗皇帝萬歳字、内外所掛紅黃、及儀仗・鼓樂・吹打手亦為待候云、敢啓、伝曰、知道、依所言備待」。「冬至望闕礼挙動時、三嚴卯正三刻、罷漏後為之、(後略)」(順に『承政院日記』第41冊、仁祖11年11月20日戊申・21日癸酉条)。
- (82) *鄭貞男「壬辰倭乱以後 南別宮の公廩的役割とその空間活用―一蔵書閣所蔵『小公洞洪高陽家図形』・『士大夫家配置図形』の分析を通して」(『建築歴史研究』第18巻4号、ソウル、2009年8月)49～51頁。『大東地志』(高宗元年、1864)巻1、漢城府、宮室条、南別宮の項に「在會賢坊、本小公主(=太宗の次女慶貞公主)第、宣祖壬辰、倭將平秀家(=宇喜多秀家)住此、後李如松・楊鎬亦住于是、仁祖朝、太平館撤後、以是宮為華使留館」とある。
- (83) たとえば、仁祖12年正朝には望闕礼の挙行に関する記録はないが、翌日には「藥房啓辭、答曰、已為差愈、湯藥進服矣」とある(『承政院日記』第42冊、仁祖12年正月初2日己丑条)。治癒したとはいえ仁祖はいまだ服薬中であり、正朝の望

- 關礼を実施したとは考えがたい。翌13年正朝にも望闕礼が実施された形跡はなく、朝賀礼も王命により停止された（『昭顯東宮日記』乙亥正月初1日壬子・初2日癸丑条）。
- (84) 「辰初、自上親臨行望闕礼、王世子詣明政殿行礼、並如儀、(後略)」 「卯正、自上親臨交朝賀、王世子詣明政殿、行礼如儀、(後略)」 (いずれも『昭顯東宮日記』崇禎7年甲戌11月初2日甲寅条)。
- (85) 「完城君崔鳴吉劄曰、伏以、病伏之中、伏聞、自上將行望宮礼、(数字缺) 不能無慮、(後略)」 (『承政院日記』第46冊、仁祖13年2月初3日甲申条)。「罷漏後、自上親行千秋望宮礼、王世子詣明政殿行礼、並如儀、(後略)」 (『昭顯東宮日記』乙亥2月初4日乙酉条)。
- (86) 「卯初、世子詣明政殿庭、陪殿下行望闕礼、(後略)」 (『昭顯東宮日記』乙亥11月14日庚申条)。
- (87) 『仁祖實録』卷31、13年12月辛巳(5日)・乙酉(9日)条。『璿源系譜紀略』璿源世系、仁祖妃条。
- (88) 『仁祖實録』卷31、13年12月壬辰(16日)条。
- (89) 『仁祖實録』『昭顯東宮日記』はともに仁祖13年聖節当日の記録自体を欠き、『承政院日記』第50冊、仁祖13年12月24日庚子条には「上、昌慶宮に在り。常参(=略式の朝会)・絳筵を停む」とあるにすぎない。
- (90) 『仁祖實録』卷31、13年12月壬寅(26日)条。
- (91) 「上有疾、停止朝望闕礼」(『仁祖實録』卷32、14年正月朔丁未条)。
- (92) 「李敬輿以礼曹言啓曰、千秋望宮礼日期已迫、而粹宮在殯、行礼時、多有未安節次、且與望闕礼並依正朝時例、權宜停止似當、敢啓、伝曰、依啓」(『承政院日記』第51冊、仁祖14年正月19日乙丑条)。のち李敬輿は清の年号を使用しない「排清親明派」として2度にわたって藩陽に抑留され、孝宗代には北伐論(対清復讐論)を主導する元老として活動する。李敬輿の思想と生涯については*池斗煥「白江李敬輿の家系と生涯—17世紀前半政局変動と関連して」(『韓国思想と文化』第13輯、ソウル、2001年9月)、参照。
- (93) 『仁祖實録』卷32、14年4月乙酉(11日)条。『璿源系譜紀略』璿源世系、仁祖妃条。
- (94) 「冬至望闕礼、三嚴罷漏後」(『承政院日記』第54冊、仁祖14年11月25日乙丑条)。
- (95) ホンタイジが天壇にて皇帝位に即く経過は石橋崇雄「清初皇帝権の形成過程—特に『丙子年四月(秘録)登ハン大位檔』における太宗ホン=タイジの皇帝即位記録にみえる祭天記事を中心として」(石橋秀雄編『清代中国の諸問題』山川出版社、1995年7月)71~83頁、同「清朝の支配権と典礼—特に清初前期におけるハン権・皇帝権と即位儀礼・祭天典礼の問題を中心として」(水林彪・金子修一・渡辺節夫編『王権のコスモロジー』弘文堂、1998年4月)222~224頁に詳しい。
- (96) 「上以受尊号、祭告天地、受寬温仁聖皇帝尊号、建国号曰大清、改元為崇徳元年、(中略)宣諭畢、賛礼官賛跪、賛叩、復行三跪九叩頭礼、賛礼官賛復位、諸貝勒・大臣各復位立、方行礼時、朝鮮使臣羅徳憲・李廓不拜、上曰、朝鮮使臣羅徳憲・李廓無礼処、難以枚挙、是皆朝鮮国王有意構怨、(後略)」(『清太宗実録』卷28、天聰10年4月乙酉〔11日〕条)。劉家駒、前掲書「第3章 崇徳改元與再伐朝鮮」104頁。張存武、前掲書「一 清韓關係：一六三六—一六四四」10~11頁。*韓明基、前掲書b「2章 丁卯和約の亀裂と丙子胡乱の發生過程」150~151頁。
- (97) 『清太宗実録』卷32、崇徳元年11月乙丑(25日)条。中村榮孝、前掲書「別編三 清太宗の朝鮮征伐に関する古文書」(初出は1930年8月)614~616頁。
- (98) *李章熙「丙子胡乱」(国史編纂委員会編、前掲『韓国史(29)』、所収)266~274頁。*金鍾圓、前掲書「Ⅲ 後金の政治的変化と両国關係」165~168頁。*韓明基、前掲「清韓關係の推移」272~277頁。
- (99) 『仁祖實録』卷32、14年3月朔丙午条。當時の朝鮮政府の反清政策と民衆の反清感情は*金龍徳『朝鮮後期思想史研究』(乙酉文化社、ソウル、1977年5月)「第二部第二編 昭顯世子研究」(初出は1964年9月)396頁、鈴木信昭、前掲「李朝仁祖期をとりまく対外關係」437~438頁にも指摘されている。
- (100) 『仁祖實録』卷32、14年3月壬子(3日)条。
- (101) 『仁祖實録』卷33、14年12月癸未(13日)条。南磔『南漢日記』崇禎9年丙子12月13日条。なお、『南漢日記』はハーバード大学燕京図書館蔵本を影印に付した*申海鎮訳註『南漢日記』(宝庫社、ソウル、2012年9月)による。
- (102) 『仁祖實録』卷33、14年12月甲申(14日)条。『承政院日記』第54冊、仁祖14年12月14日甲申条。『南漢日記』崇禎9年丙子12月14日条。
- (103) 羅萬甲『丙子録』(大阪府立中之島図書館蔵。写本。請求番号は韓5—127)1、丙子12月14日

- 条に「(前略)初更末、始達山城、百官随至者僅数十人、大臣以下諸侍從、二更中、始及來、(後略)」とある。
- (104) 「上引見大臣・備局堂上、泣曰、(中略)上泣曰、三百年血誠事大、受恩深重、而一朝將為臣妾於讐虜、豈不痛哉、當倫紀敦滅之時、幸與當時立節之諸賢、為此撥亂之事業、居人君之位、行人君之事者、今十四年矣、豈料終歸於犬羊・禽獸哉、然諸卿有何所失、緣予薄劣無狀、致有今日、(中略)上泣曰、年少之人思慮短淺、論議太激、終致此禍、當時若不斥絶彼使、則設有此禍、而其勢必不至此矣、僉曰、年少淺慮之人、誤事至此、(後略)」(『仁祖實録』卷33、14年12月丁亥〔17日〕条)。さらに仁祖はかつて絶和の教書を下したにもかかわらず、「年少の人は思慮短淺、論議太激にして終に此の禍を致せり。當時、若し彼の使を斥絶せずんば、則ち設たとい此の禍有るも、其の勢い必ず此に至らず」と、自身の失策を斥和派に責任転嫁している。*韓明基、前掲書b「3章 丙子胡乱と朝清關係」(初出は2003年3月)194~195頁によれば、このときの仁祖の衝撃がのちに斥和派に対する露骨な嫌悪感と排斥を招いたという。
- (105) 「政院啓曰、明日乃聖節也、雖在搶攘之中、礼不可廢、請與扈從百官行望闕礼、上從之」(『仁祖實録』卷33、14年12月癸巳〔23日〕条)。
- (106) 史料Oに対応する記録として、『南漢日記』崇禎9年丙子12月24日条に「曉、上行望闕礼」とある。また当時、承政院注書(正七品)として仁祖に扈從した李道長は『承政院日記』卷3、崇禎9年〔丙子〕12月24日甲午条に「上在南漢山城、○夜五更三点、上行望闕礼」と記録する(韓国学中央研究院藏書閣編『李道長の承政院日記』韓国学中央研究院、城南、2010年6月、206頁)。
- (107) 桑野栄治、前掲「東アジア世界と文禄・慶長の役」71~74頁。
- (108) 『承政院日記』第54冊、仁祖14年12月24日甲午・28日戊戌条。『丙子録』2、丙子12月24日条。同書3、丙子12月28日条。なお、史料Pに対応する『丙子録』3、丁丑正月初1日条には「上在南漢山城、○曉、上行望闕礼、除舞蹈」とあり、正朝の望闕礼にあたり舞蹈を取りやめたことが明記されている。
- (109) 『仁祖實録』卷34、15年正月朔辛丑条。『南漢日記』丁丑正月初1日条。
- (110) 『仁祖實録』卷34、15年正月壬寅(2日)条。この点はすでに*金鍾圓、前掲書「Ⅲ 後金の政治的变化と両国關係」169頁に指摘がある。
- (111) 『仁祖實録』卷34、15年正月庚午(30日)条。『承政院日記』第55冊、仁祖15年正月30日庚午条。『南漢日記』丁丑正月30日条。『丙子録』4、丁丑正月30日条。
- (112) 『欽定大清会典』(乾隆28年、1763)卷56、礼部、主客清史司、賓礼、朝貢条。また、片岡一忠「朝賀規定からみた清朝と外藩・朝貢国の關係」(『駒澤史学』第52号、1998年6月)241~242頁、*鄭恩主、前掲書「V 2 (2) 萬国来朝図の朝鮮使節」(初出は2011年6月)432~433頁、参照。
- (113) 『国朝五礼儀』卷3、嘉礼、正至王世子百官朝賀儀条。
- (114) 『仁祖實録』卷34、15年正月戊辰(28日)条。『承政院日記』第55冊、仁祖15年正月28日戊辰条。『清太宗實録』卷33、崇徳2年正月戊辰(28日)条。この条約に関しては中村栄孝、前掲書「別編三 清太宗の朝鮮征伐に関する古文書」618~620頁、*全海宗「清代韓中關係の一考察—朝貢制度を通してみた清の態度の変遷について」(『東洋学』第1輯、ソウル、1971年10月)234~235頁など、すでに多くの論者が取りあげている。
- (115) 『仁祖實録』卷34、15年2月戊寅(8日)条。張存武、前掲書「一 清韓關係：一六三六一~一六四四」34頁。
- (116) 『仁祖實録』卷35、15年8月丁未(12日)条。*韓明基、前掲書b「3章 丙子胡乱と朝清關係」189~191頁。
- (117) 「金尚啓曰、明日聖節望闕礼初度習儀、視事不為取稟、伝曰、知道」[李景稷啓曰、明日聖節望闕礼、視事不為取稟、伝曰、知道](順に『承政院日記』第61冊、仁祖15年10月21日乙卯・24日戊午条)。
- (118) 「政院啓曰、前日望闕礼權停時、伏聞玉候(缺)而臣等昏謬不察、今始問安、惶恐待罪、伝曰、知道」(『承政院日記』第61冊、仁祖15年10月26日庚申条)。
- (119) 「以冬至望闕礼時刻单子(=書面)、伝于金尚曰、權停」[冬至望闕礼・本朝陳賀、權停](順に『承政院日記』第61冊、仁祖15年11月初5日己巳・初6日庚午条)。
- (120) 「行望闕礼」[以大殿誕日、行望殿礼](順に『昭顯瀋陽日記』丁丑11月初6日庚午冬至・初7日辛未条)。
- (121) 『国朝五礼儀』卷3、嘉礼、正至誕日使臣及外官遥賀儀条の冒頭に「其の日未明、殿牌を正庁の當中(=中央)に南向きに設け、香卓を其の前に設け、儀仗を庭の東西に陳ぬ」とあるように、使臣と地方官は正朝・冬至と国王の誕生

- 日には殿牌を設置し、千歳三唱して祝った（*任敏赫、前掲『朝鮮初期 遥賀儀と君臣秩序』159～160頁）。のち、英祖20年（1744）に成立した『統大典』巻3、礼典、雜令には「各鎮・堡の客舎有る処は殿牌もて奉安す」と規定され、全国の客舎（国内外の貴賓のための宿泊施設。客館ともいう）には殿牌の設置義務が強化された。また、朝鮮総督府編『朝鮮古蹟図譜』第11冊（朝鮮総督府、1931年3月。名著出版、1973年3月復刻）、朝鮮時代、客舎、1580頁の図版5092「開城府客舎太平館殿牌及闕牌」、参照。
- (122) 「清人以冬至日有祀事、是朝、始会諸王於闕門外別館、世子・大君亦往參、(後略)」(『昭顯瀋陽日記』丁丑11月初7日辛未条)。昭顯世子が瀋陽において正朝やホントイジの聖節を祝う賀礼など清朝の各種儀礼に参席していたことは、田川孝三「瀋館考」(小田先生頌寿記念会編『朝鮮論集』大阪屋號書店、京城、1934年11月)486頁のほか、*金龍徳、前掲書「第二部第二編 昭顯世子研究」400～401頁、*崔韶子、前掲書a「第3編第1章 清廷における昭顯世子」(初出は1979年12月)245～246頁、54～55頁、*許泰玖「昭顯世子の瀋陽抑留と人質体験」(『韓国思想史学』第四〇輯、ソウル、2012年4月)156～157頁に言及がある。とくに*キムナムン「『瀋陽日記』と昭顯世子の人質生活」(『奎章閣』第29輯、ソウル、2006年12月)54頁によれば、昭顯世子は「毎月1日と15日に望闕礼(または望殿礼)を、大殿と中殿の誕生日には望拝礼を、母后である仁烈王后の忌日には望哭礼を行った」という。ただし、『経国大典』巻3、礼典、朝儀条の割註に「朔・望は則ち只だ大殿を賀う」とあるように、昭顯世子が毎月一日と15日に行ったのは望闕礼ではなく望殿礼である。
- (123) 『仁祖実録』巻35、15年11月甲申(20日)条。『承政院日記』第62冊、仁祖15年11月20日甲申条。
- (124) 『承政院日記』第62冊、仁祖15年12月24日戊午条。
- (125) 『承政院日記』第62冊、仁祖15年12月30日甲子条。
- (126) 『朝鮮時代史草 I (史草・仁祖戊寅年史草)』(国史編纂委員会、果川、1995年11月)所収の鄭泰齊『史草』上、大明崇禎11年戊寅今上16年正月初1日乙丑〔清虜崇徳3年〕条には「上在昌慶宮」につづけて「行望闕礼於明政殿」「上於宮庭設位、西向中原哭拜」とある。1987年に京畿道驪州郡で発見されたこの家蔵史草の史料価値については、*張弼基「仁祖朝 鄭泰齊の『史草』にあらわれた史論」(于松趙東杰先生停年紀念論叢刊行委員会編『韓国史学史研究』ナナム出版、ソウル、1997年8月)、*金慶洙『朝鮮時代の史官研究』(国学資料院、ソウル、1998年11月)「第II部第1章第3節 仁祖代 鄭泰齊の史草」(初出は1998年3月)に詳しい。
- (127) すでに前年5月に觀象監の曆書には明の「崇禎」年号の使用をやめ、7月には左議政崔鳴吉の建議により清の「崇徳」年号を使用することが決定していた(『仁祖実録』巻34、15年5月壬辰〔25日〕条、同書巻35、15年7月癸巳〔27日〕条)。また、『史草』冒頭の大明天崇禎10年丁丑今上15年12月26日庚申条には「自今年正月出城之後、用其偽号(=清の年号)、只於祭享祝文、用中朝年号」とあるゆえ、史料Rにいう「是の時」とは仁祖が「哭拜の礼」を行った正朝ではなく、「当時は」という程度の意味であろう。
- (128) 「謹按、嗚呼我聖上朝宗之誠、萬折必東、天地・神祇・祖宗陟降之靈、想必感動於冥冥、而環東土數千里臣民、亦且欽嘆聖徳、尊仰歸向、苟能擴充此心、終始不懈、則古人雪復之功、可以立辦、今日屈辱之拳、曷足為病哉」(『史草』上、大明崇禎11年戊寅今上16年正月初1日乙丑条)。この鄭泰齊による史論が『仁祖実録』編纂時に若干加減された(史料R)ことは、*張弼基、前掲「仁祖朝 鄭泰齊の『史草』にあらわれた史論」297～298頁に指摘がある。なお、「萬折必東」とは『荀子』宥坐篇に「其の萬折するも必ず東するは、志に似たり」とあるのにより、忠臣の節概は曲げることができないことを意味する。のち明の萬曆帝と崇禎帝を祀るべく、礼学の大家宋時烈の遺言により肅宗29年(1703)に弟子の權尚夏が忠清道槐山郡に創建した萬東廟の命名は、宣祖親筆の「萬折必東」に由来する。この点はさしあたり正祖(在位1776～1800年)命撰『尊周彙編』(『朝鮮事大・斥邪關係資料集』驪江出版社、ソウル、1985年8月、所収)巻8、皇壇志1、附華陽洞志〔並加平朝宗巖〕、廟宇条、参照。
- (129) *張弼基、前掲「仁祖朝 鄭泰齊の『史草』にあらわれた史論」289～290頁。*金慶洙、前掲書「第II部第1章第3節 仁祖代 鄭泰齊の史草」274～278頁。
- (130) *李章熙、前掲「丙子胡乱」297頁。
- (131) *金文植『朝鮮後期知識人の対外認識』(セムン社、ソウル、2009年3月)「第1章 自我認識と他者認識」(初出は2001年12月)35～36頁。
- (132) 後日、弘文館副提学李敬輿の上奏文に「臣等、

- 竊かに輿言に聞くに、聖節・千秋・至元兩節に殿下は宮庭に位を設けて行礼し、西に向かいて痛哭すと。臣等、聖徳に欽嘆し、涕洟の顛に交わるを覚えざるなり」とみえる（『仁祖実録』巻36、16年5月朔癸亥条）が、仁祖が正朝のみならず聖節・千秋節・冬至に「拝哭の礼」を行ったとする官撰記録はいまのところ確認できない。なお、この上奏文を収録した遺稿集『白江集』（『影印標点 韓国文集叢刊』87、民族文化推進会、ソウル、1992年11月、所収）巻7、疏劄、玉堂応旨劄条の冒頭では丙子胡乱の結果、天地が覆って朝鮮全土が「左衽」（野蛮国）となったと嘆いている。この点は*許太裕『朝鮮後期 中華論と歴史認識』（アカネット、ソウル、2009年5月）「第2章 中華回復意識の形成と北方古代史の再解釈」（初出は2006年9月）77～78頁、参照。
- (133) *張永起、前掲書「第5編第2章 清使臣接見と宮闕の運営」325頁。冬至使に関して張永起氏は「明に遣わす使行派遣は丙子胡乱以後もつづけられていた。たとえば仁祖15年（1637）6月に明の首都である北京に冬至使行を派遣することもあった」という（同、326頁）。おそらく*金文植、前掲書「第1章 自我認識と他者認識」35頁の叙述を参照したためであろうが、両氏が典拠として示す『仁祖実録』巻35、15年6月朔戊戌条は冬至使金増の復命報告であって、金増が書状官李晩榮とともに海路で北京へ旅立ったのは前年の仁祖14年6月のことである（金増『潜谷遺稿』（『韓国文集叢刊』86、所収）巻14、録、朝京日録、崇禎丙子6月17日条）。つまり、『仁祖実録』の当該年月日条は仁祖14年12月の丙子胡乱以後、朝鮮政府が明に使節を派遣した史料の根拠とはなりえない。金増による海路使行が最後の正式な遣明使節となることは、松浦章、前掲書「第一部第一章 袁崇煥と朝鮮使節」24～25頁のほか、*李迎春「丙子胡乱前後の朝鮮・明・清関係と金増の『朝京日録』（『朝鮮時代史学報』38、ソウル、2006年9月）83頁、*鄭恩主、前掲書「Ⅲ 朝鮮中期 海路で赴いた明国使行と記録画」（初出は2007年4月）98～104頁にも指摘されている。
- (134) 「冬至望闕礼、権停為之」（『承政院日記』第67冊、仁祖16年11月17日乙亥条）。11月4日に仁祖は岳父となる領敦寧府事趙昌遠宅に使者を派遣して礼物を贈る納采の礼を明政殿にて執り行い、16日に納徴の礼を、12月初旬にやはり明政殿にて冊妃の礼を挙行して継妃を迎え入れた（『仁祖実録』巻37、16年11月壬戌〔4日〕・甲戌〔16日〕・12月庚寅〔2日〕・辛卯〔3日〕条）。
- (135) 『承政院日記』第67冊、仁祖16年12月24日壬子条。
- (136) 『承政院日記』第67冊、仁祖16年10月24日癸丑条。
- (137) 「一、曹啓目、今十月二十五日聖節望闕礼習儀吉日、今日官推拮、則習儀初度二十日、二度二十三日為吉云、各日早朝、百官以戎服議政府行礼、而正日挙動、則自政院臨時稟旨举行何如啓、依允」（『勅使謄録』第1、戊寅10月17日条）。
- (138) *崔韶子、前掲書b「第1部IV 朝鮮の対清関係」135頁。田川孝三「瀋獄問題について（上）」（『青丘学叢』第17号、京城、1934年8月）147頁にも朝鮮政府の「明に対する情義」の一例として、「降伏の翌年よりは正月朔日に明に対して望闕礼を行い」云々というが、仁祖17年正朝前後の望闕礼の実施状況については一切触れていない。*柳根鎬『朝鮮朝 対外思想の流れ—中華の世界観の形成と崩壊』（誠心女子大学校出版部、ソウル、2004年2月）「第2章 明・清交替期における朝鮮朝士林派の中華の世界観の形成と大陸観の転換」（初出は1980年5月）89頁に同様の叙述があるのは、田川孝三氏の論考を参照したためであろう。
- (139) 「一、曹単子、今此聖節望闕礼初二度習儀、曾已循例磨練啓下矣、自上方在調撰之中、習儀設行似為未安、並停行何如啓、依所啓施行セヨト申セヨレマシク為良如教」（『勅使謄録』第1、己卯10月20日条。史料中の波線は史読。以下、同じ）。
- (140) 病に伏す仁祖は養和堂にて清使に接見し、茶礼を行った。『仁祖実録』巻39、17年11月丁丑（24日）条。『承政院日記』第72冊、仁祖17年11月24日丁丑条。
- (141) 『清太宗実録』巻49、崇徳4年11月己未（6日）条。清の指示・監督のもと、「大清皇帝功德碑」はこの年「崇徳四年十二月初八日」に完成した。*裴祐晟「ソウルに來た清の勅使馬夫大と三田渡碑」（『ソウル学研究』第38号、ソウル、2010年2月）263～265頁に指摘されるように、以後、清使がこの戦勝記念碑を訪問することが定例化した。
- (142) 『承政院日記』第72冊、仁祖17年11月21日甲戌条。『勅使謄録』第1、己卯11月21日条。
- (143) 「金増以迎接都監言啓、明曉勅使將行望闕礼之意、已為啓達矣、即刻鄭訳以上使意伝言曰、明日俺等行礼時、亦依国王行礼時例、闕牌來設于館所云、敢啓、伝曰、知道」（『承政院日記』第

- 72冊、仁祖17年11月27日庚辰条)。
- (144) 平安道殷山の官奴であった鄭命寿(鄭命守とも表記される)は丁卯胡乱の際に捕虜となり、仁祖11年以後、清使の通訳として朝鮮干渉の先頭に立った。鄭命寿はこの年仁祖17年7月に同知中枢府事(従二品)を叙授され、仁祖26年3月には領中枢府事(正一品)に昇進する。田川孝三、前掲「瀋館考」503~506頁。田中克己「通訳グルマフン」(石濱先生古稀記念会編『東洋学論叢』同記念会、1958年11月)。藤本幸夫「清朝朝鮮通事小攷」(高田時雄編『中国語史の資料と方法』京都大学人文科学研究所、1994年3月)275~278頁。*白玉敬「朝鮮後期訳官の政治的動向研究一明・清交替期を中心に」(『国史館論叢』第72輯、果川、1996年12月)137~138頁。*キムナムン「丙子胡乱直後(1637~1644)朝清関係における「清訳」の存在」(『韓国文化』40、ソウル、2007年12月)271~277頁。*キムソンミン「朝鮮通事グルマフン、清訳鄭命寿」(『明清史研究』第41輯、光州、2014年4月)46~47頁。
- (145) 『潜谷遺稿』巻14、朝京日録、崇禎丙子11月26日・12月25日条、および丁丑正月初1日条。書状官を務めた李晩榮の遺稿集『雪海遺稿』(『韓国文集叢刊』続30、民族文化推進會、ソウル、2006年12月、所収)巻3、崇禎丙子朝天録によれば、金墉一行は千秋節の賀礼にも参席している(丁丑2月初4日条)。彼らの赴京目的は四大名節に朝貢品を献納し、宮中儀礼に参列することであった(李迎春、前掲「丙子胡乱前後の朝鮮・明・清関係と金墉の『朝京日録』」90・109頁)。
- (146) 「使於路上、若遇聖節・冬至・正朝、則於站上闕室之庭行望闕礼、而遠接使該道監司・差使員・差備官等隨班行礼、留館時、則移設闕牌於西宴厅、而都監堂上以下行礼、如右〔崇德己卯(=仁祖17年)、馬將之來、適值冬至日、因上候未寧、大君・大臣率百官來會館所、使一時行礼、出備局膳録〕」(『通文館志』巻4、事大下、望闕礼条。史料中の〔 〕内は割註、以下同じ)。テキストは高宗25年(1888)の最終重刊本を底本とした朝鮮史編修會編『通文館志(朝鮮史料叢刊第21)』(朝鮮總督府、京城、1924年2月)を利用した。
- (147) 「上詣南別宮、與天使行聖節望闕礼、仍接見天使」(『宣祖實録』巻66、28年8月丁巳〔17日〕条)。桑野榮治、前掲「東アジア世界と文祿・慶長の役」76頁。
- (148) 「鄭広敬啓曰、當日正朝望闕礼為之事、礼曹入啓、判下矣、自上方在靜撰之中、當此嚴寒勢難行礼、當令勿為何如、伝曰、依啓」(『承政院日記』第72冊、仁祖17年12月25日丁未条)。
- (149) 『承政院日記』第76冊、仁祖18年10月23日庚午条。
- (150) 『仁祖實録』巻41、18年10月乙丑(18日)・丙寅(19日)条。『承政院日記』第76冊、仁祖18年10月18日乙丑・19日丙寅条。清使派遣の目的は、「城下の盟」に背反して征明の徴兵に応じない仁祖を問罪することにあり、義州に滞留する清使イングルダイは斥和論者の金尚憲ら5名を尋問のすえ、約1年間、瀋陽に拘留した。朝鮮の派兵反対論を封じ込めたいわゆる第1次瀋獄の概要については田川孝三、前掲「瀋獄問題について(上)」のほか、*桂勝範『朝鮮時代海外派兵と韓中関係—朝鮮支配層の中国認識』(ブルンヨクサ、ソウル、2009年11月)「6章 子どもの涙—仁祖代(1623~1649)派兵問題とその性格」234~236頁、参照。
- (151) 『仁祖實録』巻41、18年10月丙子(29日)条。
- (152) 「金墉啓曰、明日冬至當有望闕礼、而冒動恐傷玉体、姑為權停、以望調撰之道宜當、敢啓、伝曰、知道」(『承政院日記』第76冊、仁祖18年11月初8日乙酉条)。
- (153) 『仁祖實録』巻42、19年7月甲申(10日)条。
- (154) 『仁祖實録』巻42、19年10月庚申(18日)条。清使の目的は、明の錦州衛を攻略すべく領兵將として出征した柳琳を陸叙させ、その部下の功罪を詳察させることにあった(同書巻42、19年10月甲子〔22日〕条)。のちに柳琳は摠戎使(摠戎庁の長官で従二品)を叙授されて資憲大夫(正二品)となる(同書巻43、20年正月甲戌〔4日〕条)。
- (155) 「啓曰、接待所啓辭、己卯年勅使馬將出來時、適值冬至日、問望闕礼節次、以正朝・冬至・聖節、自上例為率百官行望闕礼、而即今上候方在遑豫之中、勢難行礼之意答之、則自上雖以病未得行礼、而大君・大臣以下率百官來會館所、勅使一時行礼云、故依其所言舉行矣、今者博氏之行、自擬勅使而明日入來、再明日乃是聖節、彼雖未及思之、自我發言以問、似為宜當、令廟堂酌処何如、伝曰、依啓事伝教矣、接待所啓辭甚當、依此為之之意、敢啓、答曰、知道」(『備辺司膳録』第6冊、仁祖19年10月23日条)。
- (156) 「一、接待所啓辭、即者入給明日望闕礼儀註、則鄭訳言、礼貌則當依前日冬至望闕礼例為之、百官使之齊會於四更頭、且問大君來參與否、訳官等答以獮坪大君將為來参云矣、敢啓、伝曰、知道」(『勅使膳録』第1、辛巳10月24日条)。

- (157) 『国朝五礼儀』巻3、嘉礼、正至及聖節望闕行礼儀条。
- (158) 『仁祖実録』巻42、19年11月戊戌（26日）・12月己酉（8日）条。
- (159) 『承政院日記』第80冊、仁祖19年12月25日丙寅条。しかし、『仁祖実録』『承政院日記』ともに仁祖20年正朝の記録を欠く。
- (160) 『承政院日記』第80冊、仁祖19年12月29日庚午条。『濬源系譜紀略』濬源世系、元宗条。
- (161) 『仁祖実録』巻44、21年9月朔壬辰条。
- (162) 「百官以清国之喪、会于明政殿庭举哀、（後略）」「礼曹啓曰、成服前有举臨之儀、而自上方在鍼藥中、決不可勞動、宜只令百官行礼、答曰、礼不可廢、當自内為之矣」（いずれも『仁祖実録』巻44、21年9月癸巳〔2日〕条）。
- (163) 『仁祖実録』巻44、21年9月甲午（3日）条。
- (164) 「百官会于明政殿庭、行成服礼、博氏自南別宮来見之、上以衰服接見于便殿」「百官行除服礼」（『仁祖実録』巻44、21年9月丁酉〔6日〕・庚子〔9日〕条）。『承政院日記』によれば、療養中の仁祖は正殿の明政殿ではなく便殿の養和堂にて成服・除服の儀に臨んだ（同書第85冊、仁祖21年9月初6日丁酉・初9日庚子条）。*張永起、前掲書「第5編第2章 清使臣接見と宮闕の運営」332頁によれば、このとき清使との接見儀礼が法宮である昌徳宮の正殿ではなく時御所である昌慶宮の便殿にて執り行われた背景として、「表面的には国王の病気を掲げているが、実際的には清に対する否定的な認識と拒否感に起因したものである」という。しかし、荒廃した昌徳宮の再建工事を終えて仁祖が昌徳宮へ移御するのは4年後の仁祖25年であり、当時は昌徳宮を宮中儀礼や外交儀礼の空間として利用することは不可能であった。仁祖が「皇明の為め」の望闕礼を昌徳宮ではなく昌慶宮の明政殿にて実施した（史料S）のも、そのためである。そもそも「清に対する否定的な認識と拒否感」があったのであれば、清使の入京前日に百官が明政殿にて挙哀の儀を行うことはなかったであろう。
- (165) 『仁祖実録』巻44、21年9月丁巳（26日）条。
*韓明基、前掲書b「3章 丙子胡乱と朝清関係」210～211頁。
- (166) 『仁祖実録』巻44、21年10月戊辰（8日）・11月丁酉（7日）条。『清世祖実録』巻2、崇徳8年12月辛未（11日）条。
- (167) 『承政院日記』第86冊、仁祖21年11月初8日戊戌・初10日庚子・12日壬寅条。
- (168) 年号使用に対する仁祖の心境変化については中村栄孝、前掲書「八 外交史上の徳川政権一大君外交体制の成立とその終末」（初出は1967年10月・68年5月）533頁、同「朝鮮の慕明思想と大報壇」（『天理大学学報』第78輯、1972年3月）203～204頁に指摘がある。
- (169) 「平明、王世子行望闕礼於衙門、宰臣・講院及登極上・副使・書状官皆随参、還館後、問安、答曰、平安」（『昭顯瀋陽日記』甲申正月初1日庚寅条）。
- (170) 『仁祖実録』巻45、22年正月乙未（六日）条。『承政院日記』第87冊、仁祖22年正月初4日癸巳条。
- (171) 『仁祖実録』巻45、22年正月己酉（20日）条。
- (172) 「一、曹啓曰、己卯年勅使出來時、辛巳年博氏出來時、適值冬至日・聖節日、大君・大臣以下率百官会于館所、行望闕礼矣、前頭聖節迫近、前例已行之事、彼必知之、令都監先為定奪宜當、敢啓、伝曰、別無定奪之事、依前行礼之意、二十九日言之可也」（『勅使謄録』第3、甲申正月27日条）。
- (173) 『備辺司謄録』第8冊、仁祖22年正月29日条。
- (174) 「接待都監啓曰、明日望闕礼事、即以礼曹伝闕之意言于両将、則明日味爽俺等先為行礼後、王世子行礼云、敢啓、伝曰、知道」（『勅使謄録』第3、甲申正月29日条）。
- (175) 『承政院日記』第87冊、仁祖22年正月30日己未条。この年正月、沈悦は老病を理由に2度にわたって辞職願を提出したが、仁祖は慰留していた（沈悦『南坡相公集』〔『韓国文集叢刊』75、所収〕巻4、劄、領相辞免劄（甲申正月）・再劄条）。
- (176) 『仁祖実録』巻45、22年2月戊寅（19日）条。『承政院日記』第87冊、仁祖22年2月19日戊寅条。
- (177) 『仁祖実録』巻45、22年3月己酉（21日）条。
*李泰鎮『朝鮮後期の政治と軍營制変遷』（韓国研究院、ソウル、1985年12月）「一章二節 丁卯・丙子胡乱と軍營体制の発展」143～145頁。ソウル大学校奎章閣編『昭武寧社録勲都監儀軌・録勲都監儀軌』（ソウル大学校奎章閣、ソウル、1999年12月）所収の「解題」（執筆は韓明基）7～9頁。
*池斗煥「仁祖代後半 親清派と反清派の対立—沈器遠・林慶業獄事を中心に」（『韓国思想と文化』第9輯、ソウル、2000年9月）106～114頁。
*韓明基、前掲書b「3章 丙子胡乱と朝清関係」211～213頁。
- (178) *金容欽、前掲書「第6章 対明義理論の内面化と変通論の位相」389～392頁。
- (179) 『仁祖実録』巻45、22年5月甲午（7日）条。この点は劉家駒、前掲書「第八章 朝鮮潜通明

- 朝始末」348頁、岸本美緒「東アジア・東南アジア伝統社会の形成」(岸本美緒他『岩波講座 世界歴史 (13)』岩波書店、1988年8月)34頁にも指摘がある。
- (180) 『仁祖実録』巻45、22年5月庚戌(23日)条。
- (181) 『仁祖実録』巻45、22年8月戊寅(23日)条。
- (182) 後日、大司諫閔應亨は「崇禎の喪、北京の人民皆な喪に服すこと七日、清国も亦た呵禁せずと云う。我が国、敢えて喪に服さずと雖も、百官をして各衙門に望哭せしめ、且つ朝市を停むるの拳を行わば、則ち此れ乃ち旧君を忘れざるの義にして、猶お己むるに賢るがごとし」と進言したが、仁祖は「此の言、甚だ礼に合う。而れども初め挙行する能わざれば、將に天下後世に愧有らんとす」と回答し、大臣もまた賛同しなかった(『仁祖実録』巻45、22年10月辛未〔17日〕条)。劉家駒、前掲書「第8章 朝鮮潜通明朝始末」348~349頁。
- (183) 『仁祖実録』巻45、22年5月戊申(21日)条。『同文彙考』(国史編纂委員会、ソウル、1978年12月)原編巻7、進賀1、甲申、賀入関表。『清世祖実録』巻6、順治元年7月丁酉(11日)条に「朝鮮国王李倬遣陪臣表賀平定燕京、(後略)」とあるのは、この金自點一行が入関を祝賀した際の記録である。
- (184) 『仁祖実録』巻45、22年7月甲午(9日)・壬子(27日)条。
- (185) 「上以定鼎燕京親詣南郊、告祭天地即皇帝位、(後略)」(『清世祖実録』巻九、順治元年10月乙卯朔条)。
- (186) 『清世祖実録』巻11、順治元年11月庚戌(26日)条。同書巻15、順治2年3月丙午(23日)条。これらの事実関係については張存武、前掲書「一 清韓関係：一六三六—一六四四」59~60頁、*韓明基、前掲「朝清関係の推移」280~281頁に指摘されている。
- (187) 『仁祖実録』巻46、23年閏6月朔辛巳条。*韓明基、前掲書b「3章 丙子胡乱と朝清関係」205頁。
- (188) 『承政院日記』第95冊、仁祖24年12月26日戊戌・30日壬寅条。
- (189) 厳密に言えば、仁祖17年正朝に仁祖は「皇明の爲め」に望闕礼を実施しており(史料S)、これ以降、仁祖は名節の望闕礼を主宰していない。
- (190) 任敏赫『朝鮮の礼治と王権』(民俗苑、ソウル、2012年3月)「朝鮮時代の廟号と事大意識」(初出は2001年12月)306頁。
- (191) この年冬至も仁祖の病気を理由に望闕礼は停止され(『勅使謄録』第3、丁亥11月26日条)、翌年正朝は仁順王后沈氏の忌辰を控え、斎戒に入った(『承政院日記』第100冊、仁祖26年正月初1日条)。その後も実録記事に「冬至の陳賀を停む」(『仁祖実録』巻49、26年11月戊辰〔8日〕条)、「正朝の望闕礼を停む」(同書巻50、27年正月朔庚申条)とあるように、名節の宮中儀礼はたてつけに中止となった。仁祖26年冬至と翌27年正朝の望闕礼・朝賀礼に関しては礼曹が事前に習儀の段取りまで報告していたが、いずれの場合も「權停為良如教」(『朝賀謄録』第1、戊子10月21日・12月14日条)と結ばれている。
- (192) 「勅使所館処、百官望闕礼後、二品以上、大殿・中殿・世子宮単子問安為之」「本朝陳賀後、頒赦為之」(順に『議政府謄録』順治3年丙戌正月初1日・初3日条)。南別宮を会場とする正朝の望闕礼には当然、清使も参席したであろう。前年暮れの『孝宗東宮日記』によれば、礼曹は病床に伏す仁祖の代理として鳳林大君の参席を前提に準備を進めていた(同書乙酉12月18日丙申・24日壬寅条)が、晦日の日記には「以兵曹時刻単字、伝曰、勅使望闕礼當行於黎明云、世子有疾、出宮時刻太早、使之改磨練」とある(同書乙酉12月30日戊申条)。仁祖24年の『孝宗東宮日記』が現存しないため断言はできないが、鳳林大君も病気のため明け方から始まる望闕礼の参席を見送ったと思われる。
- (193) 『仁祖実録』巻46、23年12月丙午(28日)条。仁祖23年2月18日に帰国した昭顯世子は、4月26日に昌慶宮の歡慶堂で急死した。死因についてはかつて*金龍徳氏が『仁祖実録』を史料の根拠として毒殺説を主張した(同、前掲書「第二部第二編 昭顯世子研究」)が、近年の研究では『昭顯乙酉東宮日記』を分析した*ナジョン・ミョン「昭顯世子の死と葬礼手続き」(『東方学』第14輯、瑞山、2008年4月)、『承政院日記』を活用した*申明鎬「『承政院日記』を通してみた昭顯世子の病症と死因」(『史学研究』第100輯、ソウル、2010年12月)など、病死説が提起されている。
- (194) 『勅使謄録』第3、丙戌正月12日条。
- (195) 『仁祖実録』巻47、24年正月甲子(16日)条。
- (196) 「一、政院啓曰、明日當行聖節望闕礼、而自上方在違豫之中、權停之意、敢啓、伝曰、知道」(『勅使謄録』第3、丙戌正月28日条)。
- (197) 『勅使謄録』第3、丙戌正月17日・27日条。
- (198) 「一、伴送使状啓、勅行二十九日聖節望闕礼後、発向順安云云、而勅使分付内、聖節日、本

- 道監兵使及道内守令没数聚会参礼、而義州府尹・江界府使此分俾勿来参為自去乙、臣謂、江辺守令則道路遙遠、勢未及来、以近邑散官代充其数、冠帶入参、於礼合當是如、反覆開論、(後略)」（『勅使臚録』第3、丙戌正月29日条）。
- (199) 『通文館志』卷4、事大下、望闕礼条。
- (200) 今回の清使は、順治帝が太祖ヌルハチ以上の四代祖を追尊のうえ南郊の祭天儀礼に配享したことを通達し、翌21日、漢城ではこの慶事をもって恩赦令が下された。『仁祖実録』卷47、27年正月己卯（20日）・庚辰（21日）条。『同文彙考』原編卷7、進賀1、戊子、頒追尊四世詔。
- (201) 『承政院日記』第104冊、仁祖27年正月初3日壬戌条。
- (202) 「一、曹单子、今正月三十日、聖節望闕礼習儀吉日、今日官推拏、則習儀初度同月二十四日、二度同月二十六日為吉云、各日早朝、百官以黒団領、議政府行礼為自乎矣、正日自上挙動、則依前例自政院臨時稟旨挙行為自乎矣、甲申年正月護行官在京時、適值聖節於其館所、護行官先為行礼後、王世子具翼善冠・袞龍袍、入庭行礼如儀訖還入次、百官黒団領、入庭行礼亦如儀為自有如乎、今月三十日段置、勅使在館、則令都監依前例行礼事、言于勅使宜當、以此意移文何如啓、依所啓施行為良如教」（『勅使臚録』第3、己丑正月初10日条）。
- (203) 「迎接都監啓曰、臚録相考、則甲申年聖節日、王世子行礼於南別宮後、仍行茶礼、今番亦依此挙行乎、敢啓、伝曰、依前例為之、此意敢達」（『孝宗東宮日記』己丑正月26日乙酉条）。
- (204) 『承政院日記』第104冊、仁祖27年正月28日丁亥条。『勅使臚録』第3、己丑正月28日・29日条。
- (205) ＊ユンソッコ、前掲「朝鮮朝 望闕礼の重層的儀礼構造と性格」169頁。
- (206) 『承政院日記』第104冊、仁祖27年正月30日己丑条。
- (207) 『仁祖実録』卷50、27年5月丙寅（8日）条。『璿源系譜紀略』璿源世系、仁祖条。
- (208) 『孝宗実録』卷1、即位年5月壬申（14日）条。『清世祖実録』卷45、順治6年8月丁未（20日）条。順治帝による祭文は『承政院日記』第108冊、孝宗即位年9月初7日癸亥条、および『同文彙考』原編卷5、哀礼1、己丑、論祭文に記録が残る。
- (209) 『通文館志』卷9、紀年、仁祖大王27年己丑条。また、『承政院日記』第158冊、顯宗即位年10月初6日癸巳条には領議政「鄭太和曰く、仁廟時請う所の諡号は乃ち莊穆の二字なれども當時は用いず、故に年久しく漸く忘る。其の後、私
- かに永安尉に問い、始めて之を知るを得。承文院をして之を識せしめ、以て後考と為せ」とあり、後日、肅宗32年（1706）に編纂された『宗廟儀軌』（ソウル大学校奎章閣、ソウル、1997年12月）第2、上諡条に引用された。
- (210) ＊李迎春「『通文館志』の編纂と朝鮮後期韓中関係の性格」（『歴史と実学』33輯、ソウル、2007年9月）144～145頁。つとに田川孝三「通文館志の編纂とその重刊について」（『朝鮮学報』第4輯、1953年3月）34～37頁および43～56頁の「通文館志紀年対校表」に指摘されたように、肅宗46年の初刊本『通文館志』卷8、紀年では各王の紀年の下に細字で記されていた明・清兩國の年号が、数カ月後の景宗即位年（1720）に印出された重刊本以降、すべて削除されたことも注目すべきであろう。

【表】仁祖代における望闕礼の実施状況

	年月日	望闕礼	朝賀礼	特記事項
1	元・11・1	○	○	冬至
2	元・11・14	○	—	聖節（明／熹宗天啓帝）
3	2・正・1	○	—	※李适の乱（1.17）
4	2・11・12	○	—	冬至
5	2・11・14	○	—	
6	3・正・1	停止	—	前年12月より後金軍南下の情報あり
7	3・11・14	○	—	
8	3・11・22	○	—	冬至
9	4・正・1	○	停止	仁順王后沈氏（明宗妃）の忌辰（正月2日）を避け朝賀礼は3日。ただし事前に停止を決定（1.2）
10	4・11・3	○	停止	冬至※仁祖生母具氏死去（1.14）
11	4・11・14	○	—	
12	5・正・1	○	停止	※丁卯胡乱勃発（1.13）
13	5・11・14	停止	—	天啓帝崩御（8.22）
14	5・11・15	○	—	冬至
15	6・正・1	○	○	司憲府が欠席者の取り調べを要請
16	6・11・26	○	停止	冬至。仁城君李珙（宣祖七男）死去（5.24）
17	6・12・24	○	—	聖節（明／毅宗崇禎帝）
18	7・正・1	○	権停礼	
19	7・11・7	○	—	冬至
20	7・12・24	○	—	
21	8・正・1	○	権停礼	
22	8・11・18	停止	—	冬至※穆陵（宣祖陵）の遷葬（11.21）
23	8・12・24	○	—	
24	9・正・1	○	権停礼	
25	9・2・4	○	—	千秋節（明／皇太子朱慈娘）の望宮礼
26	9・11・30	○	停止	冬至※昭顯世子の長女死去（10.4）
27	9・12・24	○	—	
28	10・正・1	○	権停礼	
29	10・2・4	停止	—	前日雨
30	10・11・24	停止	停止	冬至※仁穆王后金氏（宣祖継妃）死去（6.28）
31	10・12・24	停止	—	承政院、仁祖の体調を気遣い聖節・正朝の望闕礼停止を要請（12.9）
32	11・正・1	停止	—	
33	11・2・4	停止	—	終日雨
34	11・11・21	○	停止	冬至。南別宮にて実施。明使入京（11.7）
35	11・12・24	停止	—	国忌（成宗忌辰）
36	12・正・1	停止	—	仁祖病気
37	12・11・2	○	○	
38	12・12・24	停止	—	極寒のため（12.23）
39	13・正・1	停止	—	極寒のため（12.12.29）
40	13・2・4	○	—	
41	13・11・14	○	—	冬至
42	13・12・24	停止	—	仁烈王后韓氏（仁祖妃）死去（12.9）
43	14・正・1	停止	—	病気
44	14・2・4	停止	—	事前に停止を決定（1.19）
45	14・11・25	○	—	冬至
46	14・12・24	○	—	南漢山城にて扈従の百官を率い実施※丙子胡乱勃発（12.10）
47	15・正・1	○	停止	南漢山城にて実施※清に降伏（1.30）

桑野 栄治：朝鮮仁祖代における対明遥拝儀礼の変容

48	15・10・25	停止	—	聖節（清／太宗ホンタイジ）。仁祖は病気
49	15・11・6	停止	停止	冬至
50	15・12・24	停止		雨。「成宗大王忌辰」
51	16・正・1	○		望闕礼につづいて哭拜。「皇明の為めなり」
52	16・10・25	停止	—	悪寒の徴候あり（10.24）
53	16・11・17	権停止		冬至。前日は納徴の礼（仁祖継妃の莊烈王后趙氏）
54	16・12・24	停止		国忌（成宗忌辰）
55	17・正・1	○		「皇明の為めなり」
56	17・10・25	停止	—	仁祖病気のため習儀を中止（10.20）
57	17・11・28	○		冬至。清使入京（11.24）。百官が南別宮にて清使と行礼
58	17・12・24	停止		国忌（成宗忌辰）
59	18・正・1	停止		厳寒のため事前に停止を決定（17.12.25）
60	18・10・25	停止	—	清使入京（10.29）
61	18・11・9	停止		冬至。病気のため事前に停止を決定（11.8）。当日は雪
62	19・正・1			記録なし
63	19・10・25	○	—	清使入京（10.24）。百官が南別宮にて清使と行礼
64	20・正・1			事前に1度のみ習儀あり（19.12.25）
65	20・11・30			冬至。薬房都提調、問安
66	21・正・1			昭顯世子、瀋陽より使者を派遣して問安
67	21・11・12	停止	停止	冬至。終日雨雪
68	22・正・30	○	—	聖節（清／世祖順治帝）。清使につづき昭顯世子・百官が行礼※3月19日、毅宗自縊し、明滅亡
69	22・11・23			冬至。問安
70	23・正・29	停止	—	聖節。病気のため事前に停止を決定（1.28）
71	23・11・4			冬至。問安※昭顯世子死去（4.26）
72	24・正・1	○	○	清使入京（23.12.28）。南別宮にて百官が実施
73	24・正・29	停止	—	病気のため事前に停止を決定（1.28）。帰国途中の清使は平壤にて平安道觀察使・兵馬節度使のほか守令とともに望闕礼を実施
74	24・11・15			冬至。問安※昭顯世子嬪賜死（3.15）
75	25・正・1	停止	停止	病気のため事前に停止を決定（24.12.30）
76	25・11・27	停止		病気のため事前に停止を決定（11.26）
77	26・正・1	停止		問安。仁順王后沈氏の忌辰斎戒
78	26・正・29	停止	—	病気のため事前に停止を決定（1.28）
79	26・11・8	停止	停止	冬至。問安
80	27・正・1	停止	停止	事前に停止を決定（26.12.14）
81	27・正・30	○	—	鳳林大君（のち孝宗）が清使とともに南別宮にて実施

*表の年月日は『仁祖実録』『承政院日記』の当該年月日条による。聖節と千秋節の場合は朝賀礼は実施されなため、「—」と表記した。